

# やさしさと 輝きに満ちた 笑顔のまち村上

## 第2次村上市総合計画

平成29年度 ▶ 平成33年度



平成29年3月  
村上市



## 市民の笑顔と自信が広がるまちに向かって

平成20年4月1日に新村上市が誕生してから、まもなく10年目の節目を迎えようとしています。5市町村が合併した当初は、新潟県全体の約1割を占めるほど広大な面積の中で、一つの市としての基礎づくりに取り組むことが何よりも大切であったと思います。このため、合併後最初に策定された第1次村上市総合計画では、まちの将来像を「元気“eまち”村上市」と定め、この村上市にいつまでも住み続けたいと思える「定住の里づくり」を重点戦略として新市の基盤づくりを進めてきたところです。

我が国における急激な少子高齢化の中、東京を中心とした首都圏に人と物、機能が集中することで、人口や資本の急激な偏りが進んでいます。本市においても、少子高齢化に加え、年々人口が減少していることから、産業や地域の担い手不足、市内経済の縮小、福祉や医療に係る課題などが将来懸念されており、多方面から対策を講じているところがあります。

一方で、ICT技術の進歩などによりグローバル化は著しく、地方自治体としても国内にとどまらず世界に発信していくことが求められる時代となりました。今、まさに2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、世界から日本に大きな期待と注目が集まってきている中で、この契機を逃すことなく村上市の持つポテンシャルの高さを発信していくことが大切であると感じております。

しかしながら、限られた財源の中で効果的な施策を講じていくには、目指すべき姿やそれに至るまでのプランが大変重要となります。第1次村上市総合計画を終えるにあたり、私たちが目指してきた「定住の里」への想いを引き継ぎながら、次なるステージに前進していかなければならない時を迎えました。この度、第2次村上市総合計画を策定し、時代の潮流と直面する課題に素早く的確に対応していくとともに、活力あるまちを創り出すための総合的な羅針盤としてスタートいたします。

市民一人ひとりが幸せや自信を実感できるようなまちにしていくため、『笑顔のまち村上市』を本市の将来像に掲げ、市民の皆さまと共に村上市を築いていきたいと思っております。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました村上市総合計画審議会並びに各地区地域審議会の委員の皆さま、そして多くの市民の皆さまに対しまして、心から感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

平成29年3月

村上市長

高橋邦秀



# 目次

## 序論

1

<b>第1章 総合計画の策定にあたって</b>	2
1. 総合計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の構成と期間	3
<b>第2章 社会動向と本市の課題</b>	5
1. 社会動向	5
2. 本市の課題	6

## 基本構想

9

<b>第1章 将来像・基本理念</b>	10
1. まちの将来像	10
2. まちづくりの基本理念	11
<b>第2章 基本目標</b>	12
1. まちづくりの基本目標	12
2. 重点戦略	16
<b>第3章 土地利用構想</b>	17
1. 土地利用構想の位置づけ	17
2. 各圏域と土地利用	17
3. 交通ネットワークの形成	18
4. 土地利用構想図	19

## 基本計画

21

第1章 基本計画の体系図	22
第2章 分野別計画	25
1. 分野別計画の構成	25
基本目標1.	
いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり	26
基本目標2.	
ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり	36
基本目標3.	
産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり	56
基本目標4.	
いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり	68
基本目標5.	
伝統と文化を育む、すこやか郷育 <small>きといく</small> のまちづくり	74
基本目標6.	
ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり	82

## 資料編

95

1. 村上市の概況	96
2. 基本指標	99
3. アンケート調査結果（抜粋）	101
4. 用語説明	104
5. 策定経過	109
6. 策定体制	111



# 序 論

# 第1章 総合計画の策定にあたって

## 1. 総合計画策定の趣旨

平成20年4月1日に5市町村が合併し新村上市が誕生しました。その後、平成21年12月に新市として初めて策定した第1次村上市総合計画(計画期間 平成21年度～平成28年度)では、「守る」「育む」「輝く」という3つの言葉をキーワードとした基本理念のもと、「住んでいいまち」、「訪ねていいまち」という意味を込めた「元気“<sup>い</sup>eまち”村上市」をまちの将来像として、豊かな地域づくりや元気で活力あるまちを目指してきました。また、重点戦略を「定住の里づくり」として、市民が元気に活躍し安心して暮らすことができる定住のまちづくりに努めてきたところです。

第1次村上市総合計画のまちの将来像を引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくための新たな羅針盤(市政運営の総合的な基本方針)として、第2次村上市総合計画を策定するものです。





## 2. 計画の位置付け

本計画は、本市の目指すべき姿とその姿に至るためのまちづくりの方針について、市民と目標を共有し、計画的に行動していくための中期的な計画とします。また、本計画を市政運営における総合的な基本方針として、本市の最上位計画として位置付けるとともに、今後本市が各種計画を策定する際は、本計画との整合を図るものとします。

## 3. 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

第2次村上市総合計画は、第1次村上市総合計画と同様に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成します。

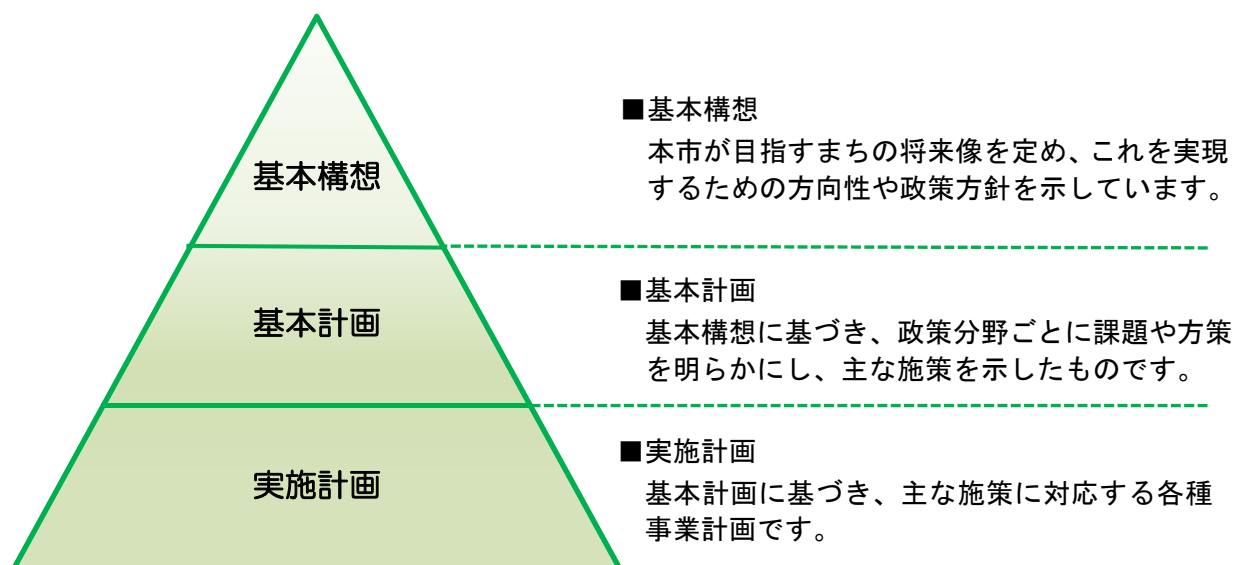


図 1-1 総合計画の構成

## (2) 計画期間

第2次村上市総合計画では、昨今のめまぐるしい社会情勢や日々変化する課題に的確に対応していくため、計画期間を平成29年度～平成33年度までの5年間として第1次村上市総合計画よりも短く設定することで、全体を分かり易くしながら課題や目標を明確化するとともに、社会の変化に対し柔軟に対応できるよう計画します。なお、実施計画については、第2次村上市総合計画の主要な事業について記載することとし、事業内容や概算予算、目標などを3年間ごとに設定することとします。

平成29年度～平成33年度（5年間）

## (3) 進捗管理と評価

第2次村上市総合計画の進捗管理は実施計画で行うことを基本とし、毎年度、実施事業の評価を行うことで事業の見直しにつなげ、PDCAサイクル※の確実な実施に努めます。また、第2次村上市総合計画全体の評価については、計画期間の終了前に実施計画の毎年度評価などを加味して行い、次期中長期計画の策定の際に反映を図ります。

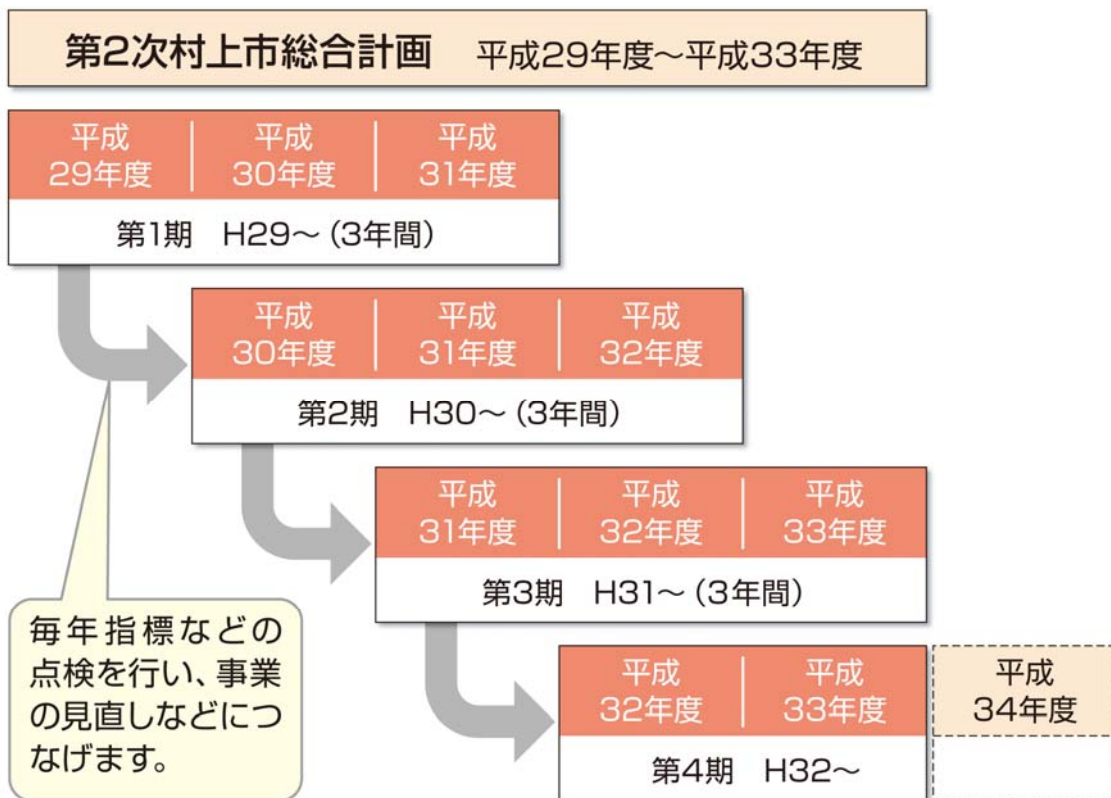


図1-2 総合計画の進捗管理と評価のイメージ

## 第2章 社会動向と本市の課題

### 1. 社会動向

この10年間における我が国全体の動向をみると、ICT\*技術の目覚ましい進歩により、情報と通信のスピードは飛躍的に向上しました。この結果、産業界ばかりではなく、私たちの日常生活の中でも世界中の情報や製品などが身近になり、グローバル化\*は更に大きく進展してきていることがわかります。

このため、紛争やテロなどを発端とした世界的な不安が残る中、米国大統領となったドナルド・トランプ氏の動向や影響力、中国など近隣諸国の経済発展の状況、TPP\*やパリ協定\*の推移など、世界的な動向や国際的な問題は、グローバル化\*が進展した日本社会においてダイレクトに影響が伝わるようになっていきます。

一方、地方では少子高齢化や人口減少の加速化に伴い、生産性の向上や集約型都市構造への切り替え、多発する自然災害対策として社会インフラの強靱化や長寿命化が求められるなど、効率的かつ強固な基盤整備が必要とされています。さらに、人口減少による労働人口の減少が懸念されている中、経済を成長させ、求められるニーズに対応しながら、健全な財政運営を維持していく必要があります。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、世界から日本にますます注目が集まることが予想される中、インバウンド\*をはじめとする大きな経済効果を日本の各地に呼び込もうと各自治体間での様々な取り組みが過熱していくものと考えられます。

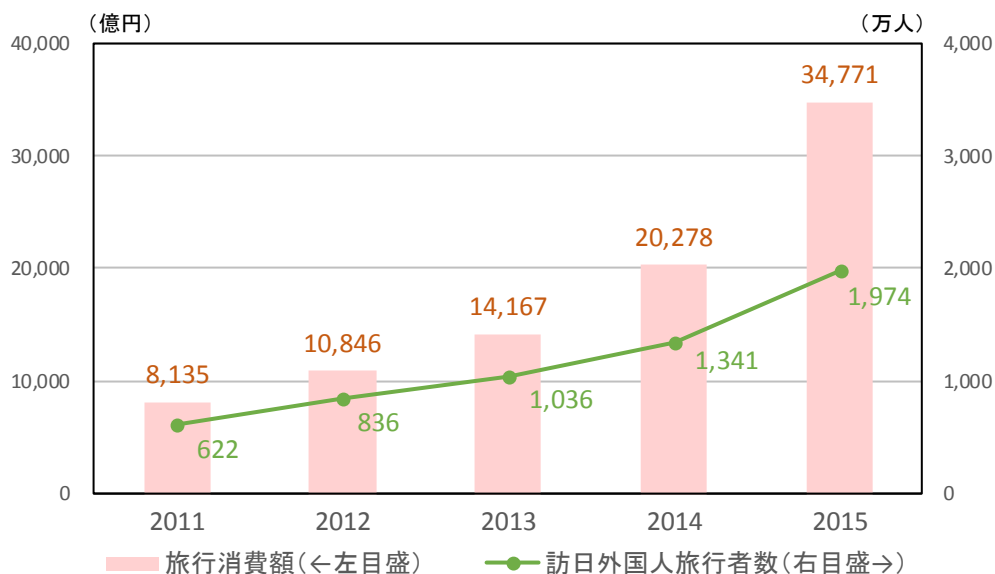


図 2-1 インバウンド需要の推移

出典：観光庁 訪日外国人の消費動向及びJNTO 訪日外客数の動向

## 2. 本市の課題

### (1) 急速な人口減少と少子高齢化への対応

本市においては、昭和30年以降人口減少が進み、平成22年国勢調査時では約6万6千人、平成27年国勢調査の結果では、6万2千人となっています。平成27年度に策定した村上市人口ビジョンでは、平成42年に人口が5万人を下回ることが予想されており、地域経済の縮小や労働力の減少、伝統産業や地域の担い手不足などが懸念されています。このため、人口減少対策を喫急の課題として様々な取り組みを講じていく必要があります。

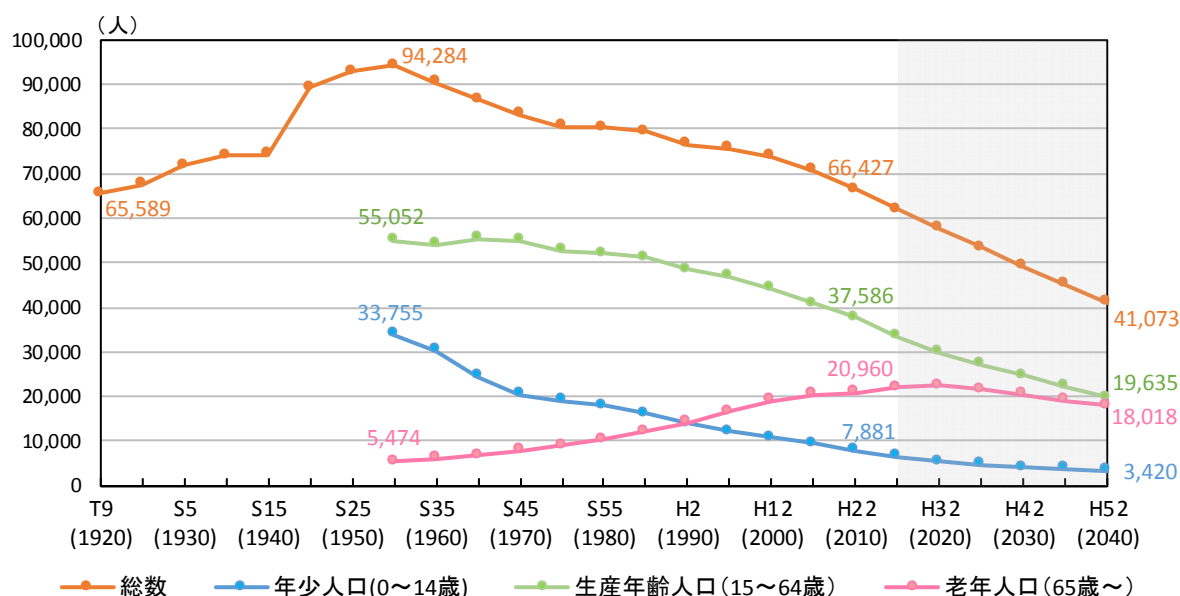


図 2-2 総人口・年齢3区分別人口の推移と将来推計

### (2) 人を引きつける魅力づくり

自然に恵まれた本市は、基幹産業となる第1次産業において高品質な製品の生産地となっています。また、笹川流れをはじめとする美しい景観と共に、城下町、北前船寄港地、出羽街道の宿場町など、市内随所に古いまち並みや伝統行事が残る独特の歴史、文化を有しています。

現在、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、世界から日本の食や文化に注目が集まっていることから、本市が有する様々な食や生産物、伝統、歴史、文化など、数々の魅力を連携させながら広く発信していくことが求められています。また、こうした活動の中で、市民一人ひとりが本市の魅力や良さを再認識し、人とまちの魅力を高めていくことが、魅力あるまちづくりにとって大変重要なこととなっています。

### (3) 安心な暮らしに対するニーズの高まり

本市は長い海岸線と多くの中山間地域を抱えており、地形や気象などの諸条件から地震による津波や豪雪、土砂災害などの影響を受けやすい地勢となっています。昨今、国内各地で自然災害が多発し不安が増している中、災害に強い生活基盤を確立することが求められています。

また、少子高齢化が進展する中、一層の疾病予防対策や高齢者の安心づくりに努めるとともに、地域を支える若い世代の定住に向け、雇用の確保や子育てを応援する取り組みを強く進めていく必要があります。

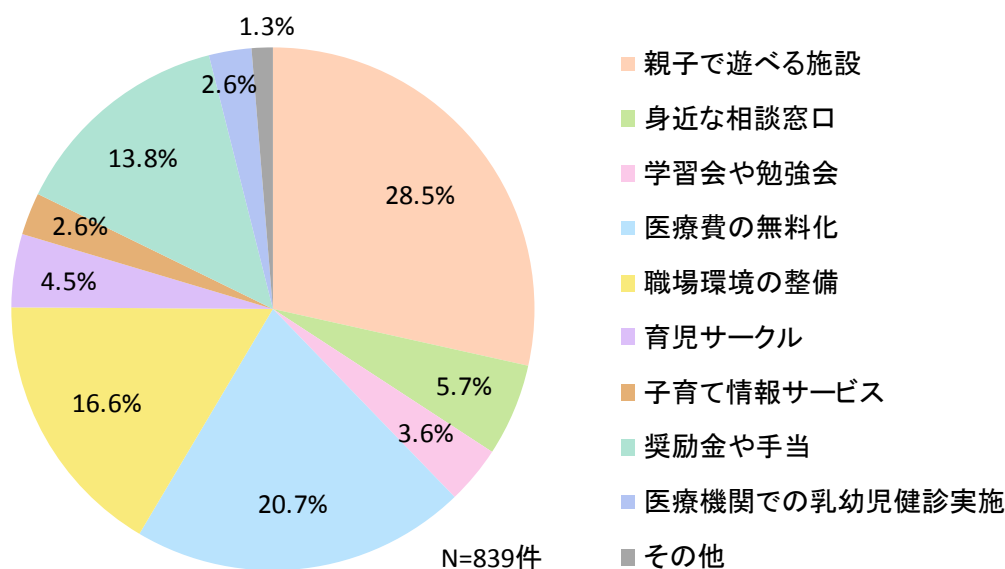


図 2-3 行政に対し子育ての充実に関して求めること

資料：村上市子育てアンケート（H25.10～12）

### (4) 市民が主体となるためのまちづくり

本市では、地域まちづくり組織として17地域で「まちづくり協議会」が設立され、現在、子どもの育成支援や地域内外の交流づくり、伝統文化の継承、地域の環境整備など様々な活動を行っています。こうした中、地域に住む者が自ら考え、行動することにより、地域に根ざしたサービスを創造し、地域課題の解消や活性化を目指そうとする「小規模多機能自治※」などの取り組みが模索されています。

また、行政としても市民活動の高まりや市民のニーズに応えることができるよう知識や技術を高めるとともに、発想や柔軟性を持ちつつ諸課題に対応できる能力を高めていくことがますます重要となっています。

## (5) 厳しい財政運営への対応

先にも述べたように、今後は急速な人口減少と少子高齢化により生産年齢人口が減少していくと推計されており、税収をはじめとする市の収入の減少が懸念されます。

また、合併の特例により減少が抑えられていた普通交付税が平成 28 年度から段階的に縮減され、平成 33 年度には大幅に減少する見通しとなっており、厳しい財政運営が続く見込みとなっています。

このような中、人口減少や少子高齢化対策、経済の活性化、住民の安全安心の確保など、多様化・高度化する住民ニーズに対する確に対応していくため、財源の効果的活用と経常的経費の削減、施設の統廃合など将来負担の軽減を図る取り組みを進める必要があります。

# 基本構想

# 第1章 将来像・基本理念

## 1. まちの将来像

第1次村上市総合計画では、本市の目指すべきまちの将来像を「元気“<sup>い</sup>eまち”村上市」とし、「住んでいいまち」「訪ねていいまち」などの意味を含めました。第2次村上市総合計画では、第1次村上市総合計画で掲げたまちの将来像を引き継ぎつつ、更に市民の幸せが大きく広がるまちを目指して、「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上市」をまちの将来像としています。

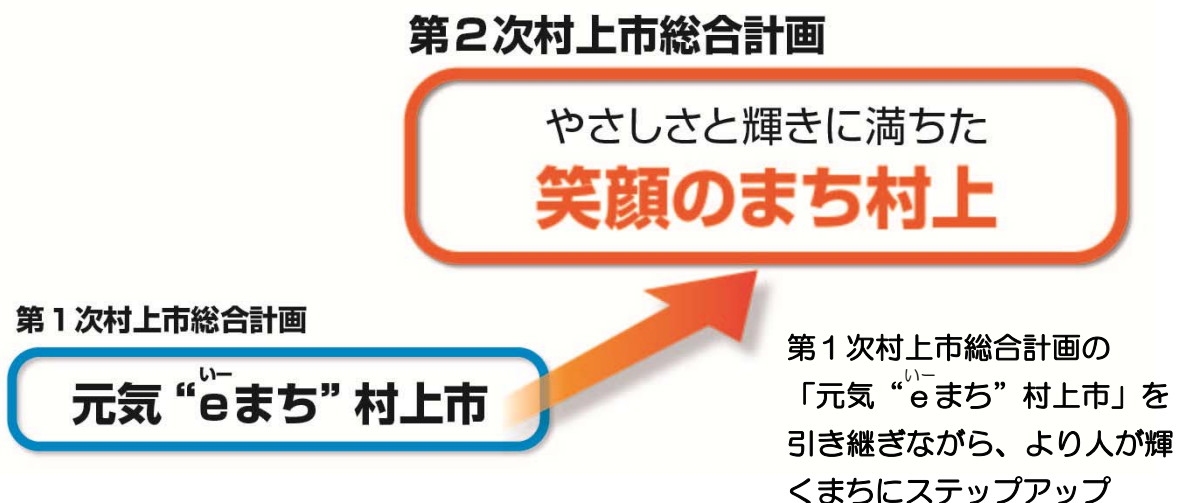


図 1-1 まちの将来像

### まちの将来像

「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上市」に込められた意味

- 豊かで美しい自然環境、歴史・伝統がある様子、思いやりや支え合いが地域に広がっていく様子を「やさしさ(に満ちた)」として表現しています。
- 産業や地域が発展し、まちに活気があふれるなど、人々が輝いている様子、その輝きが本市の自信や誇りとなっていく様子を「輝き(に満ちた)」として表現しています。
- 私たちのふるさと村上市が、多方面に広がりを持ちながら発展していくことで、市民が笑顔（幸せ・元気）になっていく様子を「笑顔のまち村上市」として表現しています。



## 2. まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本市のまちづくりを進めていくうえで、市民一人ひとりと行政がお互いの立場で大切にしなければならない基本的な考え方や心構えを示したものです。

第2次村上市総合計画においては、『育む』、『創る』、『広げる』の3つ言葉を基本理念のテーマとしています。



図 1-2 基本理念の3つのテーマ

### まちづくりの基本理念

育む

やさしさと故郷の誇りを育み、人が育つまちをつくる

創る

賑わいと輝きを創り、活力あるまちをつくる

広げる

いきいきした地域を広げ、笑顔あふれるまちをつくる

## 第2章 基本目標

### 1. まちづくりの基本目標

まちづくりの基本目標は、本市が目指すまちの将来像を実現するための取り組みについて、基本的な方向性を示すものです。第2次村上市総合計画においては、次の6つの基本目標を設定し、『笑顔のまち村上』の実現を目指します。

#### いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

少子高齢化を見据え、多様な支え合いや支援体制を整えるとともに、市民が健康で安心できる暮らしの実現を目指します。

- 市民が元気に暮らすことができるよう、保健・医療体制の充実とともに、疾病・介護予防や健康づくりに取り組みます。
- 安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育てを応援するまちづくりを進めます。
- 高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で暮らすことができるよう介護や福祉のサービスの充実を図りながら、生きがいのある暮らしづくりや健康寿命<sup>\*</sup>の延伸を積極的に進めます。
- 相談体制の充実や地域支え合い体制の構築など、多様な支援体制づくりを進めます。

#### ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

本市の豊かな自然や美しい景観を守りつつ、利便性と安全性の高い調和のとれたまちづくりを目指します。

- 豊かな自然環境と美しい景観を後世に引き継ぐための環境保全活動を進めます。
- 自然エネルギーの利用やリサイクル率の向上などに努め、環境に低負荷な循環型社会<sup>\*</sup>の形成を推進します。
- 豊かで美しい環境や景観などを生かし、自然や文化と調和する都市の形成を目指します。
- 人と環境に配慮した長寿命で高耐久な社会基盤の整備を推進します。
- 日本海沿岸東北自動車道の市内全線開通を見据え、交通ネットワークの高度化や利便性の向上を進めます。

## 産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

基盤整備や担い手確保を図りながら、時代に即した多様なニーズへの対応や地域の活性化支援により、本市経済の好循環と魅力の向上を目指します。

- 優れた品質の農林水産物を安定的に生産できる体制づくりを支援し、多様なニーズへの対応や担い手の確保などを図ります。
- 企業誘致や起業・創業による新たな仕事づくりを応援し、多様な産業の振興と雇用創出を図ります。
- 伝統産業や市内生産物の高付加価値化<sup>\*</sup>と農林漁業の6次産業化<sup>\*</sup>などにより、販売・収益の拡大等と市内産業の活性化を図ります。
- 全国に誇ることのできる様々な地域資源や人材を生かし、交流人口<sup>\*</sup>の拡大や地域活性化につながる取り組みを進めます。
- 本市の魅力を多方面で発信し、認知度の向上やブランド力<sup>\*</sup>の強化を図ります。

## いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

自然災害をはじめ、環境や社会の変化に伴って発生する様々な危険を未然に防止する体制を整え、市民の安全安心な暮らしづくりを目指します。

- 自然災害の発生に備え、災害に強い環境整備と地域の体制づくりを進めます。
- 消防・救急体制の整備や消防団などの組織強化を図り、災害等の予防と市民の生命を守ります。
- 交通安全対策の充実と犯罪・非行の抑止活動を進め、市民の安全確保に努めます。
- 消費者の保護対策や特殊詐欺<sup>\*</sup>の防止などについて、啓発活動の強化や相談体制の充実により、被害の防止と低減を図ります。

## 伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり

歴史・文化・伝統行事など全国に誇れる郷土の宝を守り伝えながら、地域一体となった郷育の推進により、優れた人材の育成や豊かな地域づくりを目指します。

- 子どもたちの学ぶ意欲を高め、確かな学力の定着と健やかな心身を育みます。
- 地域の優れた人材の活用や新潟リハビリテーション大学などとの連携により、学校と地域社会が一体となった教育環境づくりを進めます。
- 少子化に対応した教育環境の適正化や学習内容の充実を図ります。
- スポーツ、芸術・文化の振興に努めるとともに、歴史や伝統行事、文化財等の保存・継承などを進め、郷土の誇りを高める活動を推進します。
- 生涯にわたる学習活動を支援し、優れた人材の育成と豊かな地域づくりを進めます。

## ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

市民がまちづくりに参加する機会と気運の向上を図るとともに、行政のポテンシャル（能力）を高め、市民が活躍できるまちを目指します。

- 市民が自らの意志に基づき平等に参画できるまちづくりを推進します。
- まちづくりへの市民参画を支援し、協働して地域の課題解決や活性化に向けた取り組みを進めます。
- 多様な市民のニーズに柔軟に対応するため、行政事務や組織の効率化と体制づくりを進めます。
- 情報発信や市民参画を広げ、透明性の高い行政運営を図ります。
- 近隣市町村との広域的課題に対応するとともに、効果的な社会資源の活用や整備のため、定住自立圏\*などによる広域行政を進めます。

**将来像** みらいづくりのスローガン -----

やさしさと輝きに満ちた  
**笑顔のまち村上**

**基本理念** まちづくりの基本テーマ -----



**基本目標** まちづくりの方針 -----

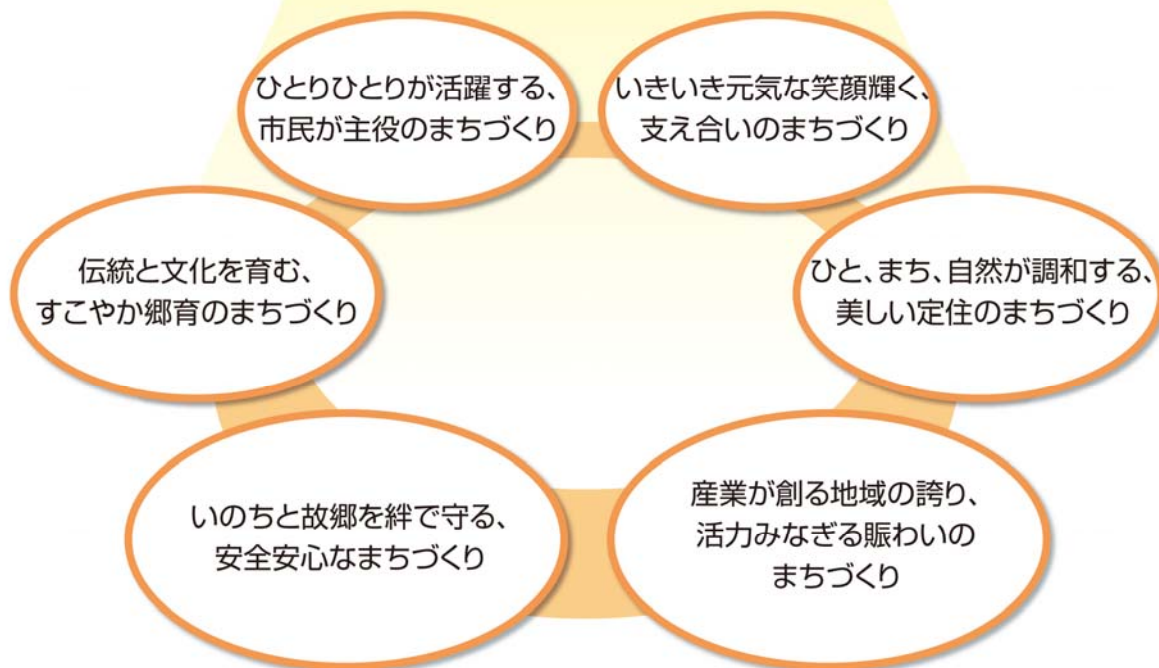


図 2-1 基本構想の体系

## 2. 重点戦略

重点戦略は、本市の将来像の実現に向け、特に重点的・優先的に取り組むものです。「村上市総合戦略」を第2次村上市総合計画の重点戦略として位置づけ、本市の最大の課題である人口減少問題に取り組むこととしています。

「村上市総合戦略」は、総合計画の各政策分野における施策や事業を横断的に取り組むものであり、人口減少問題に関する対策を主な目的とした計画です。計画期間は平成27年度～31年度までの5年間としていますが、期間終了後においても人口減少問題は市の最重要課題と考えられるため、第2次村上市総合計画における重点戦略として施策や事業の方向性は引き継ぐものとします。

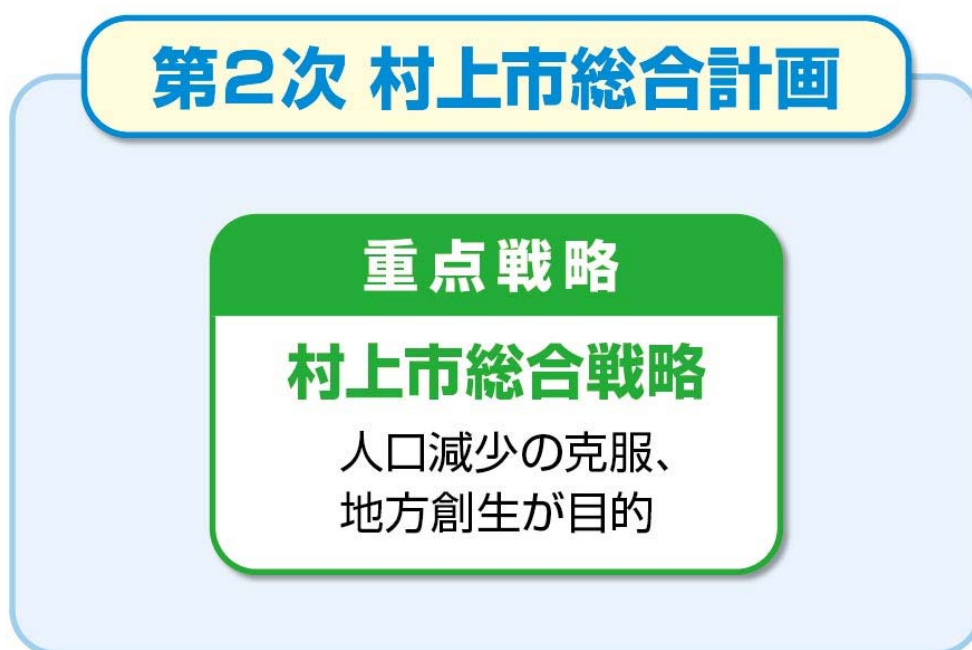


図 2-2 第2次村上市総合計画の重点戦略

## 第3章 土地利用構想

### 1. 土地利用構想の位置づけ

本市は、1,174km<sup>2</sup>という広大な面積の中に豊かな自然を有しており、市の重要な産業である農業や林業と合わせて緑豊かな土地が大部分を構成しています。また、先人が築き上げた歴史・文化が各地に色濃く残り、特色あるまち並みや集落が形成されています。

村上地区と荒川地区に主な中心市街地が形成されている一方で、広大な平野部や中山間部、細く長い海岸部に集落が点在し、道路や鉄道による結びつきが極めて重要となっています。

このことをふまえ、第2次村上市総合計画における土地利用構想では、本市の豊かな自然環境の保全と都市環境の調和に配慮しながら、第1次村上市総合計画の土地利用構想を基調としつつ、今後の土地利用に関し基礎となる考え方や方向性を示しています。なお、土地利用に関する具体的な方針や詳細な計画については、国土利用計画を中心とした各種個別計画において定めることとしています。



国の名勝天然記念物 笹川流れ

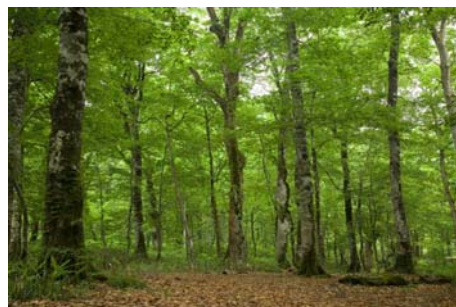
### 2. 各圏域と土地利用



平野部の広大な水田地帯

本市の土地形状は、海岸部と平野部、中山間部の3地域に大きく分けることができます。海岸部は、海岸線の総延長が約50kmにもおよび、県立自然公園となっている美しい海岸線には夏場に多くの観光客の来訪があります。平野部は、主に岩船産コシヒカリを生産する水田が広がっており、市の基幹産業である農業を支える食糧生産地帯となっています。中山間部は、市の北部を中心に越後杉ブランドの優良な木材や林産材の生産地帯となっており、市の北東側には磐梯朝日国立公園の豊かな森林が広がっています。

平野部のうち村上地区と荒川地区には市街地が形成されており、民間サービスを含めた都市機能が集積しています。この他、海岸部を中心に生活圏域が形成されている山北地区や、中山間部から高根川や三面川流域の農業地帯沿いに生活圏域が形成されている朝日地区、国道7号沿いに生活圏域を設け、平野部を中心に集落が形成されている神林地区があり、大きく分けて2つの市街地圏域と3つの生活圏域を形成しています。



磐梯朝日国立公園のブナの森

●海岸部及び中山間部の自然豊かなエリア ……

自然ふれあいゾーン

●平野部の水田を主とした農業中心エリア ……

食糧生産交流ゾーン

●村上地区・荒川地区の市街地エリア ……

市街地活性化ゾーン

### 3. 交通ネットワークの形成

広大な面積に小さな集落が点在する本市は、中心となる市街地圏域と各地区の生活圏域を繋ぐ交通が重要となりますが、これらの道路や鉄道などの延長が大変長いものとなり、移動にかかる時間も長くなります。

こうした中、日本海沿岸東北自動車道が本市の南北を貫くことで、将来、移動時間は大幅に短縮することとなります。また、物流、通勤、交流人口※に多大な影響を及ぼすことが推察されるほか、各地区生活圏域から中心市街地の機能が利用しやすくなることから、市街地圏域が担う役割や機能がより高まることが期待されます。



日本海沿岸東北自動車道

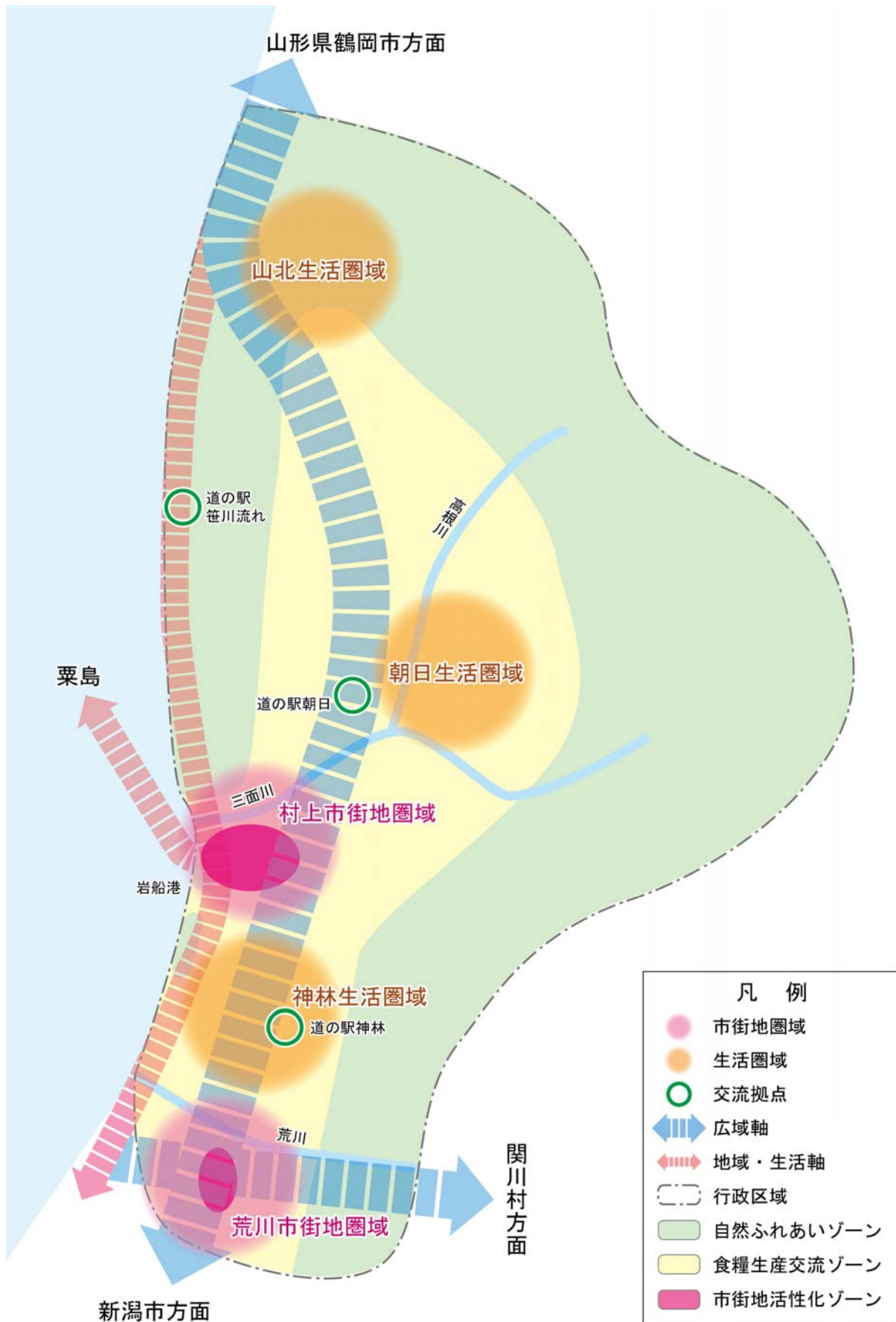


美しい海岸線に沿って走る JR 羽越本線

今後、本市の土地利用を具現化していく中で、日本海沿岸東北自動車道を中心に国道7号、国道113号、JR羽越本線及びJR米坂線などを地域間移動の「広域軸」として捉え、「市街地圏域」と「生活圏域」、「交流拠点」などとの繋がりを生活道路や身近な公共交通である「地域・生活軸」によってネットワークしていくことが重要となります。これにより、生活圏域の住みやすさと市街地圏域が持つ利便性を調和させることができるとともに、本市の一体的な土地利用が実現します。



## 4. 土地利用構想図



■土地利用構想における各所の機能や役割、土地利用の方向性など

	名 称	対象地域・路線	機能・役割・方向性
圏域・拠点	市街地圏域	村上、荒川市街地と両地区の町内及び集落	・居住地、就業地のほか、比較的高次な商業、医療、教育、文化など、本市や近隣市町村からも利用される施設が立地する圏域として機能の維持と利便性の向上を図る。
	生活圏域	神林、朝日、山北地区の各集落	・各地区に分布する中小規模の集落（神林：40か所、朝日：46か所、山北：48か所）を生活圏域として、住みやすさの向上を図る。
	交流拠点	地域内外との交流の拠点となる施設（道の駅など）	・産業振興や観光などの地域活性化のために幅広く利用される交流拠点として機能の充実を図る。
線	広域軸	日本海沿岸東北自動車道、鉄道、国道7号・113号	・市外からの人やモノの円滑な移動を支援し、地域内外との交流促進や産業等の活性化を図る。 ・広域軸は地域・生活軸も兼ねる。
	地域・生活軸	国道345号、県道等、粟島航路など	・市内の主要な拠点間や生活圏域内の円滑な移動を支援し、市民等の通勤通学、買物、通院等の日常の利便性の確保を図る。
ゾーン	自然ふれあいゾーン	地域資源に恵まれた森林地域及び海岸地域	・集落部では自然環境に恵まれたゆとりある住環境を形成する。 ・景観や自然環境など恵まれた地域資源を活用し、林業や水産業の振興をはじめ、交流拡大なども考慮した多面的な土地利用を図る。
	食糧生産交流ゾーン	市街地を取り囲む農業生産地域	・集落部では田園を主体とした景観と調和のとれた住環境を形成する。 ・主に良質な農産物を供給する食料生産基盤としての土地利用を展開し、資源を活用した交流拡大を図る。
	市街地活性化ゾーン	村上市街地 荒川市街地	・居住、就業、商業、医療、教育などの都市機能が集積する利便性の高い土地利用を図る。

# 基本計画

# 第1章 基本計画の体系図

## 基本目標 1

いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

- 政策 1- 1 健康の増進と医療体制の充実
- 政策 1- 2 子育て環境の充実
- 政策 1- 3 高齢者の健康と安心な暮らしづくり
- 政策 1- 4 障がい者福祉の推進と自立支援体制づくり
- 政策 1- 5 総合的な福祉の推進

## 基本目標 2

ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

- 政策 2- 1 環境の保全と新エネルギーの推進
- 政策 2- 2 生活衛生の向上と公害の防止
- 政策 2- 3 適正な生活排水の処理推進
- 政策 2- 4 水道水の安定的な供給
- 政策 2- 5 河川・排水路の整備
- 政策 2- 6 港の整備と賑わいづくり
- 政策 2- 7 地域の暮らしと活性化を担う道づくり
- 政策 2- 8 生活交通の確保・充実
- 政策 2- 9 市街地と景観の整備・保全
- 政策 2-10 良好な住環境の整備

## 基本目標 3

産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

- 政策 3- 1 経営の安定化と魅力ある農業づくり
- 政策 3- 2 森林資源の保全と有効活用の推進
- 政策 3- 3 水産業の活性化と消費拡大の推進
- 政策 3- 4 商工業の活性化と市街地の賑わいづくり
- 政策 3- 5 観光誘客活動の展開とおもてなしの環境づくり
- 政策 3- 6 就労環境の整備と雇用機会の充実

基本目標4

いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

- 政策 4-1 消防・救急体制の充実
- 政策 4-2 防災体制の充実
- 政策 4-3 防犯体制の充実と交通安全対策の推進

基本目標5

伝統と文化を育む、すこやか郷育のまちづくり

- 政策 5-1 さといく “郷育” の推進と学習環境の整備
- 政策 5-2 生涯を通じた学習の推進
- 政策 5-3 文化財の保存活用と芸術・文化の振興
- 政策 5-4 生涯スポーツと競技スポーツの推進

基本目標6

ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

- 政策 6-1 平等社会と多文化共生の推進
- 政策 6-2 市民協働のまちづくりの推進
- 政策 6-3 広報広聴事業の推進
- 政策 6-4 ICT・情報化の整備推進
- 政策 6-5 行財政改革の推進
- 政策 6-6 広域行政の推進



市の木「ブナ」



市の花「ハマナス」



市の鳥「クマタカ」



## 第2章 分野別計画

### 1. 分野別計画の構成

分野別計画は、1政策ごとに見開きで構成され、政策実現のために複数の施策とその推進方針、市民等の協力や役割、主な目標値を明記したものであり、その内容は次のとおりです。

#### ■現状と課題

政策に関する本市における現状と課題を整理しています。

#### ■政策の方針

「現状と課題」を踏まえ、課題を解決し、かつ今後村上市が進むべき方向性を明らかにしています。

#### ■主要施策

「政策の方針」の実現に向けた具体の施策を明示します。

#### ■市民等の協力や役割

市民の参加と協働のまちづくりを推進するため、各政策や施策に対して市民等がどのように協力し役割を担っていくべきかを明記しています。

#### ■主な目標値(指標)

各政策や施策の達成状況を評価するための目標値を設定しています。明確な評価が実行できるよう、定量的で具体的な数値を設定しています。

## 政策 1-1 健康の増進と医療体制の充実

### ■現状と課題

- 近年の主な死因及び医療費上昇の原因は「がん」、「心疾患などの循環器疾病」で、介護保険の第2号被保険者(40～64歳)の介護申請理由の原因は「脳血管疾患」となっており、若い時期からの生活習慣病対策や疾病予防事業の強化が重要になっています。
- 本市の平成26年度の特定健診※実施率は、39.9%と県内市町村の平均41.9%を下回っていますが、特定保健指導※実施率は、48.0%と県内市町村の平均34.9%を上回っています。
- 医師の偏在や専門医(整形外科・産科・小児科など)の不足が顕著となっています。
- 高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合が高く、病院依存度が高い状況がみられ、在宅医療の充実が求められています。
- 二次医療※を担う村上総合病院の移転新築に併せ、地域医療体制の充実強化が求められています。
- 幼児、学齢期のむし歯有病率が県平均よりも高く、壮年期の歯周病有病率は約6割と高くなっています。
- 本市の自殺死亡率※(平成26年)は36.63で、国や県の平均より高く、県内でも自殺者数が多い地域となっています。
- 村上市国民健康保険の1人当たり医療費は毎年県平均を上回り、平成26年度は県内30市町村中、上から9番目に高い地域となっており、医療費抑制のための取り組みが必要です。

### ■政策の方針

- 「健康むらかみ21計画」及び「村上市食育推進計画」に基づき、生活習慣病対策を軸としながらライフステージ※に合わせた保健事業を実施します。
- 介護予防までを見据えた疾病対策を進めるため、特定健診※やがん検診の受診率向上に努め、保健指導や健康づくりなどの取り組みを強化します。
- 地域の基幹病院としての診療体制の充実を図るために、医師会と連携しながら村上総合病院の移転新築に向けた支援を行います。
- 自殺予防対策として市民や関係団体との協力体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 医療費の適正化と適正な受診を進め、国民健康保険等の安定的な運営を行います。

### ■市民等の協力や役割

- 特定健診※、がん検診等の積極的な受診
- 生活習慣病予防として、健康教室等への参加や運動習慣づくりの実践
- 自殺予防のための見守り活動等への参加
- むし歯、歯周病を予防するために正しい歯みがきの実践や歯科医への定期受診
- 医療機関への適正な受診とジェネリック医薬品※の積極的使用



健康教室



## ■主要施策

### 1 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 検診を受けやすい体制をつくることなどにより、特定健診※及びがん検診の受診率向上を図ります。
- 健診結果と連動したきめ細かな保健指導活動を実施し、疾病の重症化を防ぐ取り組みを進めます。
- 生活習慣病予防対策として、地域との協働による健康教育や、ライフステージ※に合わせた保健事業を実施します。
- 各種予防接種事業を支援し、感染症の拡大や重症化を防ぎます。



健康診断

### 2 地域医療体制の充実

- 関係機関や関係団体と共に医療資源の確保に努めます。
- 市内医療機関の医師等の確保に向け、修学資金貸与制度を創設します。
- 村上地域在宅医療推進センター※や関係機関と連携し、ICT※システムの導入などによる効率的な在宅医療の体制を構築します。
- 地域医療の充実強化に向け、村上総合病院の移転新築に対して必要な支援を行います。
- 救急医療体制の強化を図るため、救急ワークステーション※や急患診療所の整備、充実に努めます。

### 3 歯と口腔の健康増進

- 歯科定期健診に関する普及啓発を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。
- 幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。

### 4 自殺予防対策の推進

- 健康教育や講演を通じて自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、心の病気の早期発見に努めます。
- 相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動に努めます。
- 関係機関と自殺予防ネットワークを構築し、効果的な自殺予防や自殺者の減少対策を推進します。

### 5 医療費適正化の推進

- 適正受診の推進や医療費の適正化に努めるとともに、ジェネリック医薬品※の使用促進を図ります。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
特定健康診査実施率	%	39.9 (H26 年度)	60
自殺死亡率※(人口 10 万人対)	—	36.63 (H26 年)	22.0 以下
国保被保険者一人当たりの医療費	千円	380 (H27 年度)	437 以下 (伸び率 115%以下)

## 政策 1-2 子育て環境の充実

### ■現状と課題

- 「村上市子ども・子育て支援事業計画」及び「村上市次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てに関する支援の充実を進めてきました。
- 多子世帯への保育料軽減など、子育て世代への経済的支援を強化しています。
- 各種アンケート調査では、休日等に親子で遊べる施設などの設置を希望する声が高くなっています。
- 病児・病後児保育、3歳未満児保育、休日保育の拡充など、保育ニーズが多様化してきています。
- 平成26年4月から、あらかわ保育園で市内初の公設民営方式による運営が始まりましたが、入園希望も多く好評を得ています。
- 保育園の老朽化が進行している中、適宜改修工事を実施していますが、園児の安全と良好な保育環境を確保するため、計画的に施設整備を行っていく必要があります。
- 産婦人科や小児科の医師不足により、市内で子どもを産み育てるための医療環境が次第に縮小してきています。
- 3～5歳児の肥満出現率が県平均より高い状況です。また、精神発達や情緒行動に問題がある子どもが多くなっています。
- 乳幼児の健診体制や離乳食を含めた食育指導などについて、よりきめ細かな健診内容や相談支援が必要です。

### ■政策の方針

- 産婦人科、小児科等の医療体制の確保に努めるとともに、母子保健の充実に向けた環境づくり等について、関係機関と連携して取り組みます。
- ひとり親世帯や多子世帯などに対する経済的支援や、妊娠・出産・子育てに関する相談支援の充実など、多方面からの子育て支援により、安心できる子育て環境づくりを進めます。
- 保育園の適正規模の維持をはじめ、多様な保育ニーズに対応した保育環境の整備、保育サービスの充実に努めます。



あらかわ保育園

### ■市民等の協力や役割

- 子どもが安心して育つ家庭環境づくりの実践
- 子どものための保育園と保育環境づくりへの理解
- 子育てに関する地域の見守りへの協力
- 医療機関の保健事業への協力及び連携
- 妊娠、出産及び子育てに関する教育や研修会などへの参加

## ■主要施策

### 1 母子保健事業の充実

- 子どもの成長発達段階に応じた適切な保健指導を行うとともに、育児や健康の相談支援の充実に向けた体制づくりを進めます。
- 専門医健診により発達障害などの早期発見につなげるとともに、関係機関と連携した支援を推進します。
- 若い年齢での不妊治療の開始につながるよう、受診へのきっかけづくりを促進します。

### 2 保育環境の整備・改善

- 混合保育を解消し、子どもの成長に合わせた保育を行うため、保育園の統廃合を計画的に進めます。
- 老朽化した保育園の改修や駐車場の環境整備等を計画的に行います。
- 3歳未満児保育や延長保育、休日保育の拡充など、公設民営化を取り入れながら保育サービスの充実強化を図ります。
- 正規保育士比率の向上と研修機会の確保や研修内容の充実を図りながら、保育士の資質の向上に取り組めます。
- 病児・病後児保育の円滑な運営に努めながら、施設拡充に向けて、関係機関と連携して取り組めます。

### 3 子育てを応援する環境づくり

- ひとり親世帯や多子世帯への経済的な支援を行い、社会で子どもを育てる環境づくりを進めます。
- 子育て支援センターの開所日拡大などにより、親子で集える子育ての拠点としての機能強化を図ります。
- 子どもが安全に遊べる場所や親子が集える場所づくりを進めます。
- 学童保育所の施設整備を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
- 総合型地域スポーツクラブ\*等関係団体との連携を図り、子どもの体力向上や健康づくりを図ります。
- 仕事と子育てを両立できるよう、市民や企業に向けワークライフバランスの推進を図ります。



子育て支援センター

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
年間出生数	人	362 (H26年)	360
3～5歳児の肥満出現率	%	5.3 (H27年度)	5.3 以下
子育て支援センター利用者数	人	29,751 (H27年度)	33,500
病児保育施設数(体調不良児対応型含む)	箇所	1 (H27年度)	4

## 政策 1-3 高齢者の健康と安心な暮らしづくり

### ■現状と課題

- 高齢化が加速する中、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者世帯が増加し、日常生活に支障をきたす状況が懸念されています。
- 老人クラブの新規会員数の減少などにより、生きがいづくりや社会参加につながる老人クラブ活動が縮小しつつあります。
- 要介護認定※申請の理由は認知症が最も多くなっており、その原因となる疾病の予防や若い頃からの生活習慣病予防、発症初期からの適切な認知症の治療が特に重要となっています。
- 特別養護老人ホームについて、入所基準の改正により申込者は減少したものの、依然として待機者が多い状況です。また、在宅での生活を希望されている方も多く、待機者解消のための取り組みや在宅サービスについてより一層充実・強化が求められます。
- 介護サービスの担い手である介護人材が不足しており、有資格者等の確保が困難になっています。
- 介護サービスの利用件数が年々増加し、介護給付費が増加傾向にあります。



介護予防教室

### ■政策の方針

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、高齢者が活躍する機会の拡大を進めます。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム※の構築と生活支援体制づくりを進めます。
- 介護予防事業を推進するとともに、認知症高齢者への支援を進めます。
- 市民のニーズに応じて、在宅介護サービスの充実や施設整備を図ります。
- 介護職員の人材育成や有資格者の確保を支援します。
- 介護保険施設の計画的な整備を進める一方で、介護予防事業の推進や介護給付費の点検の実施により、介護保険の健全な運営に努めます。

### ■市民等の協力や役割

- 高齢者の見守りや生活支援への積極的な参加
- 福祉活動、ボランティアへの参加
- 健康診断の受診や健康づくり活動への積極的な参加
- 自治会やコミュニティなどを中心とした地域の互助を促進



老人クラブによる健康づくり活動

## ■主要施策

### 1 健康寿命<sup>\*</sup>の延伸と生活支援体制づくり

- 生涯学習や老人クラブ活動、シルバー人材センター等への支援を通し、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促します。
- 医療や保健などの関係機関と連携を強化し、若い頃から健康診断や健康づくりに関する意識を高めながら生涯にわたる介護予防活動を進めます。
- 新潟リハビリテーション大学や総合型地域スポーツクラブ<sup>\*</sup>等と連携した事業実施により、より効果的な介護予防や健康づくりを推進します。
- 地域住民が中心となった通所型サービスの地域運営モデル事業を推進し、地域が主体となった生活支援の拠点づくりを推進します。
- 地域ボランティア活動のポイント制の導入に向けて、新たな支え合いの仕組みづくりに着手します。

### 2 認知症対策の推進

- 要介護認定<sup>\*</sup>申請理由の疾病状況(認知症基礎疾患)の把握により、基礎疾患に応じた保健指導事業を進めます。
- 認知症初期相談窓口の周知を図るとともに、「街中お年寄り愛所<sup>\*</sup>」などにより、認知症高齢者や徘徊高齢者を多面的に見守る体制を整備します。
- 成年後見制度<sup>\*</sup>の充実のため、市民後見人や法人後見事業所の育成を図りながら、その普及啓発や相談窓口の整備を推進します。

### 3 介護サービスの充実・強化

- 市民のニーズ等を勘案し、計画的な施設整備を進めます。
- 村上地域在宅医療推進センター<sup>\*</sup>等と連携し、ICT<sup>\*</sup>を活用した介護情報と医療情報の共有化を推進します。
- 資格取得のための費用支援などにより、介護職員の人材確保を進めるとともに、関係機関と協力し、介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。

### 4 介護保険の健全な運営

- 健康づくり事業や介護予防事業の効果的な実施に努め、介護認定者数の増加の抑制に努めます。
- ケアプランの点検や医療情報との突合を行い、介護給付の適正な執行について内容を精査し、介護保険の健全な財政運営に努めます。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
通所型サービスの地域運営事業実施集落数	箇所	1 (H28 年度)	19
街中お年寄り愛所 <sup>*</sup> 登録数	件	77 (H28 年度)	100
法人後見事業所数	件	—	1

## 政策 1-4 障がい者福祉の推進と自立支援体制づくり

### ■現状と課題

- 支援を必要としている障がい者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いの仕組みづくりが必要です。
- 障がい者のニーズが多様化する中、対応するサービスが少なく、十分なサービスが受けられない状況があります。
- 障がい者の就労先確保や日常生活での移動手段の確保など、障がい者の自立に向けた環境づくりが必要です。
- 障がいのある児童に対し、早期療育の実施や成長段階に応じた継続的支援が求められています。
- 障がい者に対する成年後見制度<sup>※</sup>の理解や体制づくりを行う必要があります。
- 「障害者差別解消法(平成 28 年4月1日から施行)」について、市民への周知や理解を得る必要があります。

### ■政策の方針

- 障がい内容に応じた支援や多様な相談が受けられる体制整備を図るとともに、障がい者の自立を支える雇用環境や医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組みます。
- 障がい者の権利に対する普及・啓発の推進や地域支え合いの体制づくりを進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が安心して暮らせる取り組みを推進します。

### ■市民等の協力や役割

- 障がい者への理解
- 障がい者への見守りや生活支援に協力
- 障がい者の就労促進への理解と協力
- 市民後見人として登録や参加
- 虐待や生活困窮などの早期発見に協力

## ■主要施策

### 1 総合的な障がい者福祉の推進

- 医療・福祉・労働などの関係機関の連携強化により、障がいに応じたサービスの充実や障がい者支援拠点の整備に取り組みます。
- 障がいのある児童に対して早期発見や療育体制の強化に向けて、関係機関と協力した体制づくりを進めます。
- 企業や関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の養成や確保を進めます。
- 障がい者とその家族へ向けた相談支援や生活支援などの充実に向け、市民の協力を得ながら体制づくりを進めます。
- 障がい者への積極的な情報の提供と障がい者支援に対する意識の醸成を図ります。
- 関係機関とともに障がい者にやさしい社会基盤の形成を図ります。

### 2 障がい者の自立支援

- ハローワークや自立支援協議会等と協力して就労の場の確保に努めるとともに、障がい者への積極的な仕事づくりを図ります。
- 障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などにより、障がい者の社会参加と負担の軽減を図ります。

### 3 障がい者の権利擁護のための体制整備

- 障害者雇用促進法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての周知活動を行い、障がい者の権利に関する普及・啓発に努めます。
- 障害者差別解消法による対応要領を備え、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 障がい者の成年後見制度<sup>\*</sup>の周知や体制づくりを図ります。



身体障がい者標識  
(車表示用)



聴覚障がい者標識  
(車表示用)



身体障がい者補助犬同伴  
の啓発のためのマーク

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
相談支援専門員数	人	11 (H27 年度)	15
法人後見事業所数	件	—	1
障がい者の就労移行者数	人	3 (H27 年度)	5

## 政策 1-5 総合的な福祉の推進

### ■現状と課題

- 村上市社会福祉協議会と協力しながら、ボランティアの育成や関係機関とのネットワーク形成を進めていますが、ボランティアの活躍する場や組織づくりをコーディネートすることが必要となっています。
- 不登校や退学などから引きこもりなどに至る子どもや若者に対する支援体制づくりが求められています。
- 家庭児童相談室※が抱える相談内容が複雑・困難化しており、相談件数も増加しています。児童相談所などの関係機関との連携強化が求められています。
- 社会や家庭環境が複雑化し、相談などに幅広く対処しなければならないため、専門知識を持つ人材の活用が求められています。
- 生活保護世帯は年々増加傾向にあり、要因として傷病や高齢化、離職による収入減によるものが多くなっています。関係機関と連携した支援や指導に努め、自立を図る必要があります。
- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の問題が複雑化・深刻化する前に、相談窓口につなげる仕組みを構築していく必要があります。



中学生による福祉施設体験

### ■政策の方針

- 関係機関と連携し、地域における支え合いの醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ボランティアの育成や活動を支える体制づくりに向け、村上市社会福祉協議会など関係機関と連携して取り組みます。
- 様々な悩みを抱える子どもや若者を支援し、自立を支援する体制づくりを進めます。
- 生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関の連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援や指導を行います。

### ■市民等の協力や役割

- 地域のコミュニティや福祉活動への積極的な参加、協力
- ボランティアへの登録や参加
- 引きこもりなどへの理解
- 虐待行為の早期発見への協力
- 生活保護制度への正しい理解



## ■主要施策

### 1 地域福祉を支える基盤づくり

- ボランティアの育成やコーディネートの仕組みづくりを村上市社会福祉協議会などと協力して行います。
- 地域福祉計画の策定により、市民が主体となる福祉活動の推進や地域で支え合う体制づくりを図ります。

### 2 子ども・若者への支援

- 関係機関とのネットワークの強化や職員、支援者の知識・技術の向上に努め、相談支援体制の充実を図ります。
- 子ども・若者総合サポート会議などにより、市民への理解や周知を図りながら、悩みを抱える子どもや若者に対する支援の体制や手法を検討します。

### 3 生活保護世帯の自立助長

- 医療と介護の関係者と連携を図り、生活相談や健康相談による適切な指導に努めます。
- 生活保護受給者の実態に応じて、日常生活の自立や社会生活の自立、経済的自立に向けて支援を行います。
- 医療扶助の適正化に向け、受診指導などを実施します。

### 4 生活困窮者の自立支援

- 問題が複雑化・深刻化することを防ぐため、生活困窮者の発見・把握を関係機関と連携して行い、相談体制の強化やその周知活動に努めます。
- 生活困窮者の実情に即した支援ができるよう関係機関と連携した自立支援活動を行います。



学生による街頭募金活動

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
生活保護から自立した世帯数	世帯	19 (H27 年度)	27

## 政策 2-1 環境の保全と新エネルギーの推進

### ■現状と課題

- 地球温暖化が深刻な状況になっています。本市でも環境基本計画に基づき、恵まれた自然環境を守り、育み、次世代に引き継いでいかなければなりません。
- 環境保全を積極的に推進していくためには、環境に対する市民の関心を高め、環境問題に対する意識啓発を推進する必要があります。
- 本市には豊かな植生に支えられた多様な自然環境が残されていますが、中には希少とされる動植物が生息・生育しており、生物多様性※の確保が求められています。
- 地球温暖化の原因となる温室効果ガス※排出量を抑制し、安全で環境に対する負荷の少ない新エネルギー※の普及拡大に取り組む必要があります。
- 温室効果ガス※排出量を削減するためには、私たち一人ひとりが日常生活の中で工夫し、できることから省資源・省エネルギーに取り組む必要があります。



ボランティアによるクリーン作戦

### ■政策の方針

- 本市の自然・風土に関する理解を深めるための環境保全活動を推進します。
- 環境問題に関する意識啓発の推進を図ります。
- 野生の動植物を保護し、生息・生育環境を大切にします。
- 地域特性に応じた新エネルギー※及び省エネルギーの普及促進を図ります。

### ■市民等の協力や役割

- 環境フェスタ等の環境イベントへの積極的な参加
- エコドライブ等、日常生活でのエコ活動の実践
- 新エネルギー※の積極的な利用

## ■主要施策

### 1 自然環境の保全

- 環境フェスタ等のイベントを開催し、自然環境保全への意識啓発を推進します。
- クリーン作戦や市民の清掃活動を支援し、環境保全活動を推進します。
- 平成 32 年度に第1次村上市環境基本計画が終了することから、第2次村上市環境基本計画の策定に向けた取り組みを行います。
- 希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、生物多様性※の確保に努めます。

### 2 新エネルギー※の推進

- 太陽光発電や木質バイオマス※ストーブなど、市民への新エネルギー※導入促進を図ります。
- イベントや広報等を通じて省エネルギーへの理解を深め、省エネルギーの普及啓発を図ります。
- 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会を運営し、地域の理解と協力のもと、岩船沖洋上風力発電の導入を推進します。



環境フェスタ



風力発電によるクリーンエネルギー

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
環境フェスタ入場者数	人	500 (H27 年度)	600
温室効果ガス※の年間総排出量	千t-CO2	489.9 (H25 年度)	435.4 (H32 年度)

## 政策 2-2 生活衛生の向上と公害の防止

### ■現状と課題

- 分別収集の徹底、収集品目の拡大により、ごみ減量に対する市民意識の向上がみられますが、今後も循環型社会※の実現のため、ごみの発生抑制、再使用及び再資源化の促進が必要です。
- 平成27年3月に稼働した新ごみ処理場の持つ機能を最大限に活かし、更なる廃棄物処理対策の推進を図る必要があります。
- 不法投棄については、パトロールの実施により年々件数は減少してきていますが、今後も継続的な取り組みが必要です。
- 老朽化等により廃止した一般廃棄物処理施設について、安全安心な住民生活を確保するため、速やかに解体する必要があります。
- ごみの安定処理のためには、安定して処分できる最終処分場の確保が必要不可欠です。このため、埋立量の減量化による取り組みを推進し、最終処分場の延命化を図る必要があります。
- 生活環境では、特に近年臭気の苦情件数が増加していることから、臭気測定等の環境測定を継続的に実施し、根本的な対策について取り組む必要があります。
- 火葬場は経年による老朽化が進んでいるため、今後、改修が必要です。
- 市営墓地において墓守のいない無縁墓が多くみられ、衛生管理や景観上好ましくない状況となっています。

### ■政策の方針

- 一般廃棄物処理基本計画に基づいて、廃棄物の適正処理を推進するとともに、一般廃棄物処理施設の適正な管理に努めます。
- 3R※(ごみの発生抑制や再使用、再生利用)を推進し、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図ります。
- 臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。
- 火葬場の老朽化対策や墓地の衛生管理等、適正な運営を図ります。



3R※推進ロゴ

### ■市民等の協力や役割

- ごみの分別の徹底と排出抑制
- 不法投棄、悪臭及び水質汚濁等の情報提供
- 環境美化活動への積極的な参加
- 墓地の適正管理、無縁墓等の情報提供

## ■主要施策

### 1 3R※(ごみの発生抑制や再使用、再生利用)の取り組み推進によるごみの減量化

- 分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。
- 増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取り組みを促進します。

### 2 一般廃棄物処理施設の適正管理

- 廃止した施設の計画的な解体工事を推進します。
- 焼却灰の再資源化等により最終処分場の延命化を図るとともに、適正に管理を行います。

### 3 生活環境衛生の確保

- 臭気測定や水質検査により、監視及び指導体制を強化します。
- 看板設置やパトロールの強化により、不法投棄を防止します。

### 4 火葬場や市営墓地の適正管理の推進

- 火葬場の大規模修繕や建て替えなど、今後の施設管理の在り方の検討を進めます。
- 無縁墓の調査を進め、整理を推進します。



小学生のごみ処理場見学

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
家庭系ごみの総排出量	t	18,499 (H27 実績)	16,542
事業系ごみの総排出量	t	7,676 (H27 実績)	5,002
リサイクル率	%	20.8 (H27 実績)	28.5

## 政策 2-3 適正な生活排水の処理推進

### ■現状と課題

- 下水道整備計画については、平成30年度までの整備完了を目標に、引き続き村上処理区の管渠整備を計画的に進める必要があります。
- 公共下水道施設、農業集落排水処理施設の老朽化した施設については、計画的に更新し、機能を保持するほか、管路等の計画的な点検を行い適切な維持管理をしていくことが必要です。また、汚水処理施設の統廃合なども踏まえた効率的な汚水処理計画が必要となっています。
- 下水道の処理区域は拡大していますが、水洗化率は低い状況です。このため、住宅リフォーム制度の活用などにより、普及促進についての継続的な取り組みを進める必要があります。
- 昨今の集中豪雨時の状況を踏まえ、雨水計画の見直しを行い計画的な浸水対策への取り組みが必要となっています。
- 地区毎に異なっている下水道使用料については、基本料金を平成30年度までに段階的に統一しますが、従量料金は地区毎に異なった状況であり、水道料金の統一と合わせ、下水道使用料の改定作業を進める必要があります。
- 下水道事業の公営企業会計※適用については、引き続き移行作業を進め、適用後は事業の経営・資産等を正確に把握することに努め、安定した下水道経営の実現に向けて、経営基盤の強化のための取り組みが必要です。
- 合併処理浄化槽維持管理助成金の導入により、これまで浄化槽の適正管理が促進されてきたことから、継続実施していく必要があります。

### ■政策の方針

- 下水道整備を計画的かつ効率的に実施するとともに、老朽施設の計画的な改築・更新など、適切な施設管理を行います。
- 近年増えている集中豪雨により発生する浸水被害を解消し、安全な生活環境の確保と浸水対策に向け、雨水計画の見直しを行います。
- 公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併浄化槽の普及に努めます。
- 人口規模や排水量に応じた下水道事業の安定経営に努めます。

### ■市民等の協力や役割

- 下水道事業に対する理解と工事などへの協力
- 下水道への接続
- 排水設備の適切な利用や管理などへの協力
- 合併浄化槽の適正な維持管理の実施

## ■主要施策

### 1 下水道事業の推進

- 未整備区域の管渠整備を実施し、未普及地域の解消を図ります。
- 下水道接続への普及・啓発に取り組み、水洗化の促進を図ります。
- 浸水防止対策に向けて雨水計画の見直しを行います。

### 2 老朽化施設の改築・更新及び統廃合

- 老朽化施設の計画的な改築・更新等により、施設延命、機能保持を図ります。
- 管路施設等の適切な維持管理に向け、点検の方法や頻度を定めた事業計画を策定します。
- 人口動向等を考慮し、処理区の見直しや施設の統廃合等の検証を行い、維持管理費用抑制等の効率的な汚水処理を計画します。

### 3 下水道事業の安定経営

- 経営の透明性・健全性の向上を図るため、公営企業会計※の適用に取り組みます。
- 経営・資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の計画的な強化、資産の適正な管理・運営に取り組みます。
- 基本料金の統一後、従量料金の統一を図ります。

### 4 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

- 合併処理浄化槽整備区域の普及促進を図ります。
- 適正な維持管理を確保するため、維持管理者への負担軽減と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。



下水道工事の様子



村上市下水道マンホールデザイン

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
整備面積進捗率	%	96.6 (H27 年度)	100
公共下水道水洗化率	%	66.5 (H27 年度)	79
農業集落排水水洗化率	%	80.9 (H27 年度)	85

## 政策 2-4 水道水の安定的な供給

### ■現状と課題

- 水道事業は、計画的な施設整備と適切な管理により安全安心な水の供給が図られていますが、老朽化した施設・設備を経営状況に配慮しながら計画的に整備していく必要があります。
- 災害に強い水道施設とするため、施設等の耐震化を進めるとともに水道管路図等を電子化する必要があります。
- 水道料金については、地区ごとに料金が異なっている状況から、従量料金を統一する必要があります。また、簡易水道※事業については、地方公営企業法を適用し、財務状況等の透明性を高める必要があります。



村上市の水道水PR用飲料水ボトル

### ■政策の方針

- 将来にわたり安全安心で良質な水を安定的に供給するため、老朽化した施設及び設備の更新を計画的に行うとともに、簡易水道※の上水道への統合を進め、安定供給に努めます。
- 災害に強い給水体制を確立するため、施設の耐震化や耐震管への更新を推進するとともに市内全域の水道管路図等の電子化を図ります。
- 中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するとともに、簡易水道※事業については地方公営企業法適用化により財務状況等を明確にし、機動的で弾力的な公営企業経営に努めます。

### ■市民等の協力や役割

- 水道の適切な利用
- 水道本管工事などによる断水等への理解及び協力



## ■主要施策

### 1 老朽化した施設の更新及び統合

- 老朽化した浄水場等の更新、改修(耐震化含む)を推進します。
- 簡易水道※の上水道への施設統合を図ります。

### 2 経年管路等の管理及び更新

- 経年管路等を年次計画で耐震管に更新します。
- 市内全域の水道管路図を電子化し、統一システムでの運用を図ります。

### 3 水道事業の安定経営

- 簡易水道※事業は、地方公営企業法を適用するため資産把握を行い、財務諸表を整備します。
- 水道事業における経営戦略を策定し、市内水道料金の統一を図ります。



## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
配水池耐震化率	%	52 (H27 年度)	60
上水道有収率※	%	85 (H27 年度)	88
経常収支比率	%	108 (H27 年度)	110

## 政策 2-5 河川・排水路の整備

### ■現状と課題

- 河川・排水路等の危険箇所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害を未然に防止することに努めてきました。今後は、下水道(雨水)計画との整合を図りながら計画的に整備を進める必要があります。
- 「水辺の楽校<sup>※</sup>」の維持管理や、荒川における「たんぼ(湧水ワンド)<sup>※</sup>」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図ってきました。今後も荒川における事業を推進するとともに、三面川水系についても地域住民、県、関係機関と連携し地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- 河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設の能力低下が見受けられます。河川、排水路機能保全のため、周辺集落と連携し、維持管理の継続が必要です。



美しく清涼な荒川の風景

### ■政策の方針

- 計画的な雨水処理を行うとともに、集中豪雨による浸水被害を防止するため、下水道(雨水)計画との整合を図り、排水路改修を進めます。
- 流域連携を含む河川改修や水路整備により、良好な水辺空間の形成に努めるとともに、地域住民の身近な親水空間として利活用できる取り組みを行います。
- 河川管理施設の老朽化対策として、維持管理・更新を計画的に行います。

### ■市民等の協力や役割

- 水辺周辺の清掃活動への参加や不法投棄防止への協力
- 河川除草の積極的協力
- 水辺を生かした市民活動への積極的参加

## ■主要施策

### 1 災害を未然に防ぐ河川・排水路事業の推進

- 河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。
- 計画の見直しや下水道(雨水)計画との整合を図ります。
- 国・県管理河川における未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。

### 2 施設の適正な維持管理の充実

- 定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、必要箇所における堆積土の撤去、草木の伐採を実施します。
- 周辺集落との連携を保持し、継続的に維持管理を実施します。

### 3 自然と調和した河川環境整備の充実

- 施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間を提供します。
- 国・県が管理する河川については、環境整備促進のための要望を引き続き行います。



河川の維持管理の様子

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
河川整備護岸整備延長	m	457 (H27 年度)	897
排水路整備延長	m	1,539 (H27 年度)	2,714

## 政策 2-6 港の整備と賑わいづくり

### ■現状と課題

- 港湾施設については、航路や岸壁の水深確保のため、新潟県が冬期波浪による埋没対策である毎年度の港内浚渫<sup>しゅんせつ</sup>※の実施や、防砂堤事業に着手しました。引き続き、港湾の安全性の確保を図る必要があります。
- 港湾の利活用の面では、地元商工会が中心となり毎年開催される「みなとフェスティバル」や併設する荷捌き所や直売所での「さかなまつり」等の開催により賑わいを見せています。
- 「岩船港港湾振興ビジョン」に基づく海洋レクリエーション施設としてのマリーナ構想等の実現に向け、具体的な取り組みに着手する必要があります。
- 岩船港が国から「みなとオアシス<sup>※</sup>」として登録を受けたことにより、港や地域の魅力を全国に発信し、港を中心としたまちづくりを進めていく必要があります。

### ■政策の方針

- 港湾施設の整備により船舶の安全運航の確保はもちろん、物流・産業拠点としての機能強化を図ります。
- 周辺の海岸環境の整備を行い、マリンレジャー施設の整備等、観光・交流の活性化による港周辺の賑わい創出を図ります。

### ■市民等の協力や役割

- マリーナ等の整備に関する利用者としての理解
- 港で開催されるイベントへの積極的参加
- 行政と岩船港利用促進協議会の一体的な活動

## ■主要施策

### 1 港湾施設と海岸環境の保全と整備促進

- 県事業での港内埋没対策である浚渫<sup>しゅんせつ</sup>※事業を継続的に実施します。
- 漂砂による港内埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。

### 2 賑わいのある港湾・海岸の利用促進

- 港で行われるイベントについて、官民協働で新たなイベントの創設に向けた検討を実施します。
- 海洋レクリエーションの中心となるマリーナ等の早期整備を図ります。
- 港への誘導標識等の設置を促進します。
- イベント情報等の広域的な発信を促進します。

### 3 海上物流輸送拠点としての利用促進

- 岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールス※を実施します。
- 港湾荷役を伴う企業の誘致を推進します。



みなとフェスティバル



粟島への定期航路（粟島汽船）

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
防砂堤の整備率	%	5 (H27 年度)	100
イベント来客数	人	14,100 (H27 年度)	16,920
荷役取扱量	t	210,612 (H27 年度)	231,000

## 政策 2-7 地域の暮らしと活性化を担う道づくり

### ■現状と課題

- 日本海沿岸東北自動車道については、朝日まほろばインターチェンジまでの区間について供用開始となったほか、地域活性化インターチェンジ<sup>※</sup>として、神林岩船港、村上山辺里、朝日三面のインターチェンジを設置し高速交通体系の整備が図られました。今後、地域の活性化のためにも村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル化<sup>※</sup>へ向け取り組む必要があります。
- 神林地区の市道桃川牧目線が平成 27 年度に国道 7 号まで供用開始したほか、集落内の狭あい道路<sup>※</sup>や通学路、橋梁の長寿命化を計画的に推進してきました。
- 朝日温海道路(日本海沿岸東北自動車道)の早期開通に向け地域と一体になり要望活動を進めるほか、市民ニーズの高い生活道路の適切な管理や橋梁の長寿命化を計画的に進める必要があります。
- 朝日温海道路の開通に合わせ、生活環境の向上と地域の活性化につながる休憩施設等を整備する必要があります。



日本海沿岸東北自動車道

### ■政策の方針

- 関連機関と連携して高速交通体系の整備促進に取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。
- 日常生活において誰もが安全で快適に利用することができる道路交通環境の整備や維持管理を行うとともに、観光や災害にも対応した道路整備を推進します。

### ■市民等の協力や役割

- 高速道路の整備促進の要望および啓発活動
- 街路樹や道路緑地帯等道路施設の日常管理の協力、協働作業の積極的参加
- 道路管理者への危険箇所の連絡

## ■主要施策

### 1 高速交通体系の整備促進

- 朝日温海道路の整備に関し、推進協議会等との地元協議により円滑な推進を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道の沿線市町村と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。
- 地域活性化インターチェンジ※のフル化※による利便性の向上に取り組みます。

### 2 幹線交通網の整備促進

- 交付金事業などを活用し、幹線ネットワークの早期形成を図ります。
- 新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。

### 3 安全・快適な生活道路の整備促進

- 地域要望を考慮した整備計画の見直しと実施を推進します。
- 狭あい道路※の舗装整備などを進め、高齢者や障がい者に優しい道路整備を推進します。

### 4 ひとにやさしい歩行空間の整備促進

- 交付金事業などを活用し、歩道等の整備の促進を図ります。
- 通学路交通安全対策プログラムに基づき危険箇所の対策を実施し、通学路の安全確保を図ります。

### 5 道路の適正な維持管理の推進

- 市、市民、事業所、まちづくり協議会等との協働により、道路の環境整備を推進します。
- 道路インフラの現状を把握し、計画的に補修を行いながら機能の維持を図ります。



国道7号十字交差点

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
幹線市道整備延長	km	6.53 (H27年度)	7.70
歩道(歩行空間)整備延長	km	89.2 (H27年度)	91.2
協働による道路環境美化協力団体数	団体	5 (H27年度)	10

## 政策 2-8 生活交通の確保・充実

### ■現状と課題

- 廃止路線代替バスに対する支援や、「村上市地域公共交通総合計画」におけるまちなか循環バス、通院支援デマンドタクシー※の導入及び高校生への通学割引制度の実施により、より実態に即した生活交通の確保に努めています。
- 山北地区では医療関係の民間送迎バスが全集落を行き来するなど、独自のサービスが提供されていますが、生活環境の変化により新たな交通ニーズの発生が予想され、地域によってはより活用しやすい公共交通が強く求められています。
- バス車両の老朽化や乗務員の確保などバス事業者が抱える課題があることから、安定的な運行を継続するための具体的な手法の確立が急務となっています。
- JR 羽越本線高速化事業の一環で新潟駅の改修が行われています。
- 鉄道等、地域間をつなぐ交通体系の確保・充実への取り組みも、まちづくりへの視点の一つとなるため、関係団体及び関係自治体と連携を深め取り組みを強化する必要があります。

### ■政策の方針

- 公共交通機関を必要とする市民の多様な生活様式や世代に対応し、利便性・快適性・交流性の高い移動環境の充実を目指します。
- 既存のバス路線をはじめ、デマンドタクシー※や委託路線バスの維持・確保、鉄道と協調した利便性向上の検討や、環境への配慮からも公共交通の積極的な利用を推進していきます。
- 広域的交通体系の確保・充実のため、関係機関と連携を強化します。

### ■市民等の協力や役割

- 市民による公共交通の積極的な利用
- 利用促進活動に協力



## ■主要施策

### 1 生活交通確保対策の継続

- まちなか循環バスの運行に高齢者や障がい者などにも配慮した新型車両を導入します。
- 既存の交通資源を活用し、村上市地域公共交通活性化協議会で立案してきたデマンドタクシー※や、委託路線バスなどの各種運行や通学割引制度を継続します。
- 公共交通利用者などの意見を反映させ、地域の実情に合わせた運行形態を模索します。
- 公共交通の活用方法の紹介など、啓発活動を推進し利用促進を図ります。

### 2 広域的交通体系の確立

- 本市への集客、円滑な都市間の移動、人的交流を実現するため、JR羽越本線、JR米坂線の利便性向上を関係機関と連携し促進します。
- JR羽越本線高速化、JR米坂線整備促進、新潟空港整備推進等の各種同盟会との協力体制を継続します。



まちなか循環バス「あべっ車」

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
まちなか循環バスの年間利用者数	人	13,558 (H27 年度)	14,558
せなみ巡回バスの年間利用者数	人	5,239 (H27 年度)	5,639
路線バス利用者数	人	144,222 (H27 年度)	151,434

## 政策 2-9 市街地と景観の整備・保全

### ■現状と課題

- 都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の変更作業を進めています。今後も実態に即した計画的な土地利用を進めるとともに、都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施する必要があります。
- 景観行政の推進には、市内の景観アドバイザー<sup>\*</sup>の育成や資質の向上なども必要となっています。
- 市内には、村上城跡や若林家住宅、町屋、祭礼行事など歴史的資源が現存していますが、老朽化などが懸念されており、村上市歴史的風致維持向上計画や村上市景観計画に基づく景観行政の推進を図る必要があります。
- 歴史まちづくりの推進により地域の活性化や観光への集客効果が期待できます。
- 村上総合病院が駅西に移転する計画があり、村上駅前の区域が、空洞化、衰退しないよう移転後の跡地利用策や活性化策、及び駅周辺の土地利用や施設整備について検討する必要があります。
- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低・未利用地の活用を図るための整備を行う必要があります。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備や事業着手が困難な長期未着手道路の見直しの実施など、市街地内の交通環境も改善していく必要があります。

### ■政策の方針

- 豊かな自然や農地が保全され、歴史・文化や景観が活かされたまち並みが形成されるように、市街地と農村地域との調和のとれた土地利用を推進します。
- 各地の地域特性を活かした土地利用を進めるとともに、本市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- 人口減少や少子高齢化の進展を背景として、コンパクトシティの形成を念頭においた土地利用を進めるとともに、地域特性や環境に配慮した適正な規制・誘導を徹底します。

### ■市民等の協力や役割

- 民間主導によるさまざまなまち並みづくりの取り組み
- 歴史的景観保全への協力

## ■主要施策

### 1 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

- 良好な景観維持のための経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を推進します。
- 景観計画と連携しながら、歴史的建造物の保存・修理・活用と、良好な市街地環境や景観の保全・形成を図ります。
- 道路の無電柱化等により、まちなか回遊性の向上を図ります。
- 歴史的活動の継承と支援・普及・啓発を図ります。

### 2 村上駅周辺まちづくりの推進

- 地区内道路の整備を実施します。
- 駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けて取り組みます。
- 大規模跡地の利活用については、整備方針を示します。
- 高速インターチェンジ等から駅西側へアクセスする幹線道路の整備に向け、関係機関と協議を進めます。

### 3 都市計画道路の整備

- コンパクトなまちづくりの方針に基づき、低・未利用地の活用を図るための道路整備を推進します。
- 市街地で集中する交通を効率的に集散させるための補助幹線道路等の整備を推進します。

### 4 都市計画の見直し

- 今後も事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
- 都市計画マスタープランの達成状況の評価を実施します。



歴史まちづくりによるまち並み整備のイメージ

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
景観形成助成金申請件数	件	9 (H27年度までの累計)	40 (H33年度までの累計)
建造物外観修景事業実施率	%	0 (H28年度見込)	20
村上総合病院移転新築に伴う周辺道路の整備率	%	2 (H28年度見込)	100

## 政策 2-10 良好な住環境の整備

### ■現状と課題

- 公営住宅については長寿命化計画により整備を進めていますが、特に老朽化が著しい公営住宅の整備手法の決定が急務となっています。
- 住宅の耐震診断及び耐震改修工事への補助制度を創設しましたが、改修工事に結びつかない現状です。市民の耐震対策に対する意識の醸成を図りながら、リフォーム助成事業などを利用した耐震改修の促進を図る必要があります。
- 快適な公園の維持のため、利用状況などに合わせた適切な管理が必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家等を把握し、所有者に適正管理を行うよう助言・指導をしていくことが必要です。
- 空き家バンクの登録物件が不足しています。賃貸物件などの取り扱いも含め、検討が必要です。



### ■政策の方針

- 地域特性や気候風土に合った安全安心で快適な居住環境の形成を図るとともに、耐震化やバリアフリー等、住宅の性能向上のための支援や公営住宅の整備を促進します。
- 緑豊かで潤いと安らぎのある生活環境の確保・維持のため、都市公園をはじめ道路緑化や公共施設における緑地等の適切な維持管理に努め、緑化に対する意識高揚を図ります。
- 空き家の実態調査を実施し、空き家の所有者に対して情報の提供、助言、勧告等を行います。
- U I J ターン者の住宅や起業・創業スペース等の多様な需要喚起による中古物件や空き家の再生・利活用を進めます。

### ■市民等の協力や役割

- 自治会による共用部分の管理や住宅周辺の清掃活動等
- 身近な公園の管理の協力
- 空き家情報の提供
- 近隣住民どうしの連携による空き家の適正管理
- 中古住宅等の利活用

## ■主要施策

### 1 公営住宅の整備

- 計画的な修繕の実施により、建物の長寿命化を図ります。
- 特に老朽化の著しい公営住宅の整備を計画的に進めます。

### 2 木造住宅の耐震性強化

- 市民の地震対策への意識醸成を推進します。
- 耐震診断、耐震改修に対する補助制度、リフォーム助成事業の活用により経費負担の軽減を図ります。
- 耐震性のない住宅の耐震改修や建替えへの推進を図ります。

### 3 公園の適切な維持管理

- 施設や遊具等の修繕を行い、安全な公園づくりを進めます。
- 憩いの場となる快適な公園を維持するため、市民の協力を得ながら公園の適切な維持管理を行います。

### 4 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

- 空き家登録条件の緩和により、空き家バンク事業の登録件数の増加を図ります。
- 空き家バンク移住応援補助金の強化やお試しハウスの導入、起業・創業などでの利活用を進めます。

### 5 空き家対策

- 空き家の実態調査を実施し、現状把握を行います。
- 空き家等対策計画を策定し、所有者に空き家等の適正管理について助言・指導を行い、居住環境の保全と空き家の利活用を図ります。



空き家バンク利用者の懇談会

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
公営住宅の長寿命化計画の達成率	%	30 (H27 年度)	90
木造住宅の耐震診断申請者数	件	46 (H27 年度までの累計)	70 (H33 年度までの累計)
空き家バンク事業成約件数	件	20 (H27 年度)	40

## 政策3-1 経営の安定化と魅力ある農業づくり

### ■現状と課題

- 担い手が不足する中、農業従事者が高齢化し、山あいの農地などで労働力不足により耕作放棄地が増加しています。このような中、これまでの米価の下落も相まって、農業経営は厳しい状況にあると言えます。
- 中山間部の農地では、野生動物等による食害により、耕作意欲が低下し荒廃農地が増える一方、猟友会員の高齢化や、有害鳥獣駆除業務に従事する担い手が不足しているなど課題も多くなっています。
- TPP(環太平洋パートナーシップ協定)※の最終合意や、平成30年度以降の米の生産調整の見直しを踏まえ、農産物の更なる高付加価値化※に取り組む一方、農地集積等による高効率化・機械化を進め、産業としての農業の魅力を高めていく必要があります。
- 本市ブランド牛である「村上牛」をはじめとした畜産業においても、担い手対策を含めた生産基盤の安定・強化を図り、消費者のニーズに対応できる環境づくりが必要です。
- 地域振興の面では、村上の食を中心とした地域資源を活かし、交流人口※の拡大と農村地域の活性化をより一層図っていく必要があります。



岩船産米の水田



村上牛

### ■政策の方針

- 農業生産性の向上を図るとともに、様々な消費者ニーズを捉えて対応していくことや、生産物のブランド化により付加価値を高めていくことで、農業の経営安定と魅力を向上させます。
- 新規就農者支援も含め後継者の確保・育成を図るとともに、農用地の効率的な活用や生産体制の組織化、法人化への誘導を進めます。
- 環境に配慮した循環型農業※を推進し、安全安心で良質な農産物の生産と地産地消の運動を進めます。
- 山あいの農業生産者の生産意欲低下を防ぐためにも有害鳥獣対策を確実に実施しながら、農山村地域の農地保全を図ります。
- 都市部と農村部などとの交流を図り、農村地域の活性化や農業への理解を広げます。

### ■市民等の協力や役割

- 都市部を含め、地域住民の協力による農道や用排水路等の維持・保全
- 地域農産物の消費(購入)拡大
- 地産地消の取り組みの実践
- 鳥獣駆除(自然共生)への理解醸成

## ■主要施策

### 1 農地・農業用施設保全活動の支援

- 農業用施設の整備や長寿命化を図ります。
- 農業の効率化を進めるため、農地の集積を促進します。
- 耕作放棄地の解消や拡大防止に努めるとともに農業環境の維持と農地保全を図ります。

### 2 農業の効率化と担い手の確保

- 生産コストの削減や省力化などにより、農業従事者の所得向上を図ります。
- 戸別経営体から大規模経営体や法人経営体等への移行を推進します。
- 魅力ある農業への変革を図り、担い手が育つ環境づくりに努めるとともに、新規就農者が参入しやすい体制を支援します。

### 3 農林水産物のブランド化・高付加価値化<sup>\*</sup>と流通消費拡大の推進

- 岩船米、村上牛などをはじめとする農産物のブランド化や他産地との差別化、高品質化を推進し、強い農産物の育成を支援します。
- 農商工連携による6次産業化<sup>\*</sup>への支援を進め、生産物の高付加価値化<sup>\*</sup>と観光も含めたビジネスチャンスの創出を図ります。
- 農林水産物の魅力づくり・情報発信や販路拡大を図るとともに、地産地消を推進します。

### 4 有害鳥獣対策による農業生産の安定化

- 有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図り、担い手の確保に努めます。
- 電気柵など、有効な有害鳥獣対策技術の普及、拡大を図ります。
- 荒廃農地の利活用や鳥獣による被害を出しにくい環境づくりを推進します。

### 5 環境保全型農業<sup>\*</sup>の推進

- 環境への負担軽減に配慮するとともに、安全安心な農産物の生産による持続可能な農業を推進するため、環境保全型農業<sup>\*</sup>に取り組むエコファーマー<sup>\*</sup>を育成・支援します。

### 6 都市部と農村部の共生・交流の推進

- 農村部における体験交流型観光の推進を図り、地域活性化を促すため、村上地域グリーン・ツーリズム<sup>\*</sup>協議会の事業支援を継続的に実施します。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
農地・農業用施設保全活動取組集落数	集落	146 (H27 年度)	150
新規就農者数	人	16 (H27 年度までの累計)	20 (H33 年度までの累計)
村上牛出荷頭数	頭	289 (H27 年度)	420
有害鳥獣被害額	円	2,819,000 (H27 年度)	2,255,000 (20%減少)

## 政策3-2 森林資源の保全と有効活用の推進

### ■現状と課題

- 木材価格の低迷や経営コストの上昇、林業従事者の高齢化により担い手が不足しています。
- 林業担い手不足により未整備森林や放置林が増加し、有害鳥獣や病虫害の発生などが懸念されています。
- 森林の有する多面的機能を発揮させていくため、森林の健全な育成が必要です。
- 林道整備などのハード事業と高性能林業機械の導入、特用林産物<sup>※</sup>の生産などソフト事業を組み合わせ、低コストで生産する仕組みづくりと利益率の向上という両面を支援し、従事する担い手にとって林業が持続可能で魅力ある生業となる環境づくりが必要です。
- 林業の労働力確保対策では、関係団体と協力し、担い手対策事業を行いました。より有効な施策を検討する必要があります。
- CLT(直交集成板)<sup>※</sup>や木質バイオマス<sup>※</sup>等の新たな木材利用の可能性について、長短所の研究を進めながら、市産材の消費拡大や販路開拓を進める必要があります。



### ■政策の方針

- 水資源の涵養<sup>かんよう</sup>や国土保全の他、市民生活に憩いと潤いをもたらす森林資源の保全と活用を進めるため、森林整備に必要な基礎情報及び計画的な森林育成と治山施設の整備、病虫害の予防事業などを推進します。
- 林道等の基盤整備や高性能林業機械の導入など木材生産の少力化や低コスト化を推進します。
- 市産材の高付加価値化<sup>※</sup>や利用促進をはじめ、未利用木材資源の有効利用や特用林産物<sup>※</sup>の生産など林業の活性化と収益向上を進めます。
- 研修会等を通じ、林業の担い手や新規就業者の確保・定着を図っていきます。

### ■市民等の協力や役割

- 森林に親しむ「木育<sup>※</sup>」活動の推進
- 薬剤散布の実施に対する理解、私有林での病虫害被害木の適正処理
- 従事者の技術研修会、フォーラム等への参加
- 市内林産物の利用促進



## ■主要施策

### 1 林業担い手の育成・確保

- 高校生や若者を対象とした林業体験イベントなどを通じ、若年新規就業者の林業への理解、拡大を図りながら、担い手の育成や確保を進めます。

### 2 森林の保全・健全育成

- 松くい虫防除事業を継続して松林の保全に努め、新たな被害の発生を抑制します。
- 地球温暖化防止対策等森林の持つ多面的機能発揮のための森林整備を進め、人と自然が触れ合える安らぎの空間や景観の保全に努めます。

### 3 森林資源の有効活用

- 森林経営計画による集約化の推進のため、森林に関する基礎情報の整備を図ります。
- CLT※等の新たな技術を活用した公共施設整備の検討を進めるとともに、森林資源については木質バイオマス※エネルギーをはじめとした新たなエネルギー源として有効活用を図ります。
- 補助金等により、木材の消費効果を高め、市産材の利用促進とそれを利用した越後杉ブランド材の普及・拡大を図ります。

### 4 特用林産物※の生産振興

- 林床を利用して栽培のできる林間ワサビ栽培などの取り組みを支援し、間伐後の林間・林床の有効活用と、林家所得の向上に努めます。

### 5 森林基幹道岩船東部線の早期開通に向けた取り組み推進

- 県や関川村と連携を図り、地域と一体となった要望活動を行うことで早期開通を目指します。



高性能林業機械による作業

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
林業の新規就業者数	人	5 (H27年度までの累計)	10 (H33年度までの累計)
市産材利用住宅等建築奨励事業における市産材使用量	m <sup>3</sup>	1,000 (H27年度)	1,400
林間ワサビ栽培の面積	ha	0.3 (H27年度)	0.5

## 政策3-3 水産業の活性化と消費拡大の推進

### ■現状と課題

- 魚価の低迷により漁業経営は依然として厳しい状況にあり、漁業者の高齢化や後継者不足となっています。
- TPP\*協定や食用魚介類の消費量減少により、地場水産物関連産業の低迷が懸念されています。
- 漁港の老朽化のため、計画的な整備による施設の修繕や長寿命化が必要です。
- 越後むらかみFOOD(風土)プライド食のモデル地域構築計画協議会\*は、村上地域の水産物、観光資源を広く伝え、交流人口\*の拡大や水産物の消費拡大の活動を行っています。
- 鮭、鮎等の内水面漁業の振興のため、三面川等の水産資源を保全し、観光事業などと一体となった事業実施や認知度の向上を図る必要があります。
- 漁業収入向上と安定化のため、資源管理型漁業\*の推進や高付加価値化\*、地域ブランド化の取り組みが必要です。



いぐり網漁による鮭漁

### ■政策の方針

- 新潟越後広域水産業再生委員会\*に参画し、水産関係施設の保全・整備、中核的担い手の育成、必要な漁船及び機器導入支援等による競争力強化を図ります。
- 漁港や海岸保全施設の老朽化対策及び機能強化を進め、漁業の生産基盤を確保します。
- 観光との連携や他産業と協力することにより、水産物の高付加価値化\*や6次産業化\*を支援し、水産業の収益向上や活性化を目指します。
- 資源管理型漁業\*の推進により、漁業経営の安定化を目指し、水産資源の保護育成を図ります。
- 水産業の魅力を高めるとともに、新規就業者の支援を行い、担い手の育成と確保に努めます。

### ■市民等の協力や役割

- 水産業に親しむ取り組みへの積極的参加
- 漁港施設の維持管理に協力
- 漁業者などが連携して水産資源の保護活動を実施
- 地元水産物の積極的な消費(購入)やPRに協力

## ■主要施策

### 1 漁業担い手の育成支援

- 漁協や県等と連携した取り組みを実施し、漁業の担い手確保を図ります。
- 国・県事業の活用や市制度の活用により、漁業者の負担軽減を支援します。

### 2 漁港整備の推進

- 市営2漁港(桑川、脇川)の機能保全計画に基づく整備を推進します。
- 漁港海岸保全施設の長寿命化計画を策定し、海岸の防護、海岸環境の整備と保全を図ります。

### 3 資源環境の維持・改善と資源管理型漁業<sup>※</sup>の推進

- 水産資源の持続的な維持・活用のため、水産資源を育む環境の維持・改善を図るとともに、稚魚、稚貝等の放流事業及び人工漁礁設置による漁場造成など良好な生育環境づくりを支援します。

### 4 水産物の活性化と収益の向上

- 地元でのイベント開催や首都圏等へのPRにより、水産物の消費拡大・販路拡大を図ります。
- 漁協をはじめ、水産関係機関と連携した取り組みにより、水産物のブランド化や6次産業化<sup>※</sup>による商品の高付加価値化<sup>※</sup>を図ります。

### 5 地元水産物のPR推進

- 観光事業と一体となった魅力づくりと水産物のPRを積極的に進め、消費拡大を図ります。
- イヨボヤ会館のリニューアルなどにより、内水面漁業や鮭・鮎等への関心を高めるとともに、市内水産加工品等のPRを図ります。



さかなまつり



競りの様子

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
新規就業者数	人	4 (H27年度までの累計)	10 (H33年度までの累計)
岩船港、山北市場における水揚量	t	3,488 (H27年度)	3,500
イヨボヤ会館入館者数	人	49,883 (H27年度)	60,000

## 政策3-4 商工業の活性化と市街地の賑わいづくり

### ■現状と課題

- 産業支援プログラム事業補助金による新製品開発等への支援や、制度融資の充実を図ることで地域産業の活性化に努めています。
- 消費者ニーズが多様化し、豊富な品ぞろえや利便性の良さから市外での買い物が増えているとともに、市内でも幹線道路沿いの大型店舗に買い物客が集まる傾向にあるため、地元商店街が衰退し、空き店舗が増加しています。
- 「村上木彫堆朱」及び「羽越しな布」は本市の誇るべき伝統的工芸品ですが、職人の高齢化や後継者不足、原材料不足などの問題を抱えています。伝統的工芸品の継承や更なる発展のため、後継者や原材料の確保とともに、国内外への認知度向上と販路拡大が必要です。
- 少子高齢化により、働く世代が減少したことや経済活動の停滞、消費の低下などにより事業所数も減少傾向にあります。既存企業の規模拡大や企業誘致の環境を整えることにより、産業の活性化と雇用の創出を進めていく必要があります。
- 企業誘致については企業設置奨励条例の拡充等による効果もみられますが、更に市外から企業を誘致できる環境づくりが必要となっています。



村上木彫堆朱

### ■政策の方針

- 商工団体等との連携により、地域に根差した商業活動の活性化とともに、農林水産業との連携による多角的な商業・販売環境を創出します。
- 空き店舗の活用と創業支援を組み合わせるなど、既存資源の有効利用や新たな事業展開という相乗効果を高めながら、城下町や町屋の風情、地域の賑わいを創出します。
- 伝統地場産業の販路拡大、ブランド力※強化等を支援するとともに、中小企業の経営基盤強化のための支援を行い、経営の安定化と地域経済の活性化を図ります。
- 中小企業の経営安定化や事業拡大、設備投資を促進し、国内外における競争力を強化します。
- 空き地・空き工場等の有効活用を図るとともに、新規進出企業や新たな開発等を手がける既存企業への支援を充実します。

### ■市民等の協力や役割

- 地元商店の利用
- 既存商店街、中心市街地活性化事業への協力
- 企業立地への理解と協力

## ■主要施策

### 1 新事業創出促進と中小企業支援

- 創業支援事業計画に基づき、商工関係団体や市内金融機関と連携しながら、創業者のための相談しやすい環境整備や創業後の事業の段階に応じた支援を行います。
- 農商工連携や6次産業化※による新製品開発、販路の拡大等を支援し、地域ブランドを活かした新事業の創出と雇用の拡大を推進します。
- 有利な制度融資と信用保証料補給により、中小企業の資金調達を円滑にします。

### 2 伝統的工芸品の普及、推進

- 後継者の育成、所得の向上を図ります。
- 認知度向上や販路拡大に向けたプロモーション※を実施します。
- 原材料の確保を支援します。

### 3 中心市街地の活性化

- まち並みを活かし、商店街等の魅力の向上を図ります。
- 空き店舗などを活用した創業支援等を推進します。
- 新たな消費喚起の醸成を図りながら、地元経済の活性化を図ります。

### 4 工業用地の確保

- 空き地・空き工場の情報を積極的に収集・発信し、有効活用を図ります。
- 新たな工業団地の整備を検討します。

### 5 企業誘致・事業拡大の推進

- 定期的・効果的な企業訪問により、企業の動向、情報の収集に努め、市外企業の誘致活動を強化します。
- 村上市企業設置奨励条例による奨励制度により、市内企業の投資促進を図ります。
- 企業進出や市内企業の事業高度化を推進するとともに、地域資源を活用した産業の活性化を図ります。



羽越しな布

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
市補助制度を活用した創業件数	件	— (H28 年度から制度開始)	20 (H33 年度までの累計)
市補助制度を活用した新規雇用者数	人	— (H28 年度から制度開始)	5 (H33 年度までの累計)
市補助制度を活用し空き店舗を使った創業者数	人	— (H28 年度から制度開始)	5 (H33 年度までの累計)
新規企業立地件数	件	— (H28 年度から制度開始)	3 (H33 年度までの累計)
市内企業の建物等の設備投資	件	— (H28 年度から制度開始)	10 (H33 年度までの累計)

## 政策3-5 観光誘客活動の展開とおもてなしの環境づくり

### ■現状と課題

- 平成22年4月に新村上市観光協会が発足し、観光振興の中核として機能を発揮していますが、訪日外国人対策等の多様化する観光ニーズに遅れることなく対応していくためには、行政と連携した取り組みが不可欠であり、体制強化に向けた取り組みが必要です。
- 本市は、豊かな自然景観や農林水産物、温泉、伝統的工芸品といった誇るべき地域資源に恵まれています。これらを更に磨き上げ、連携させることにより一層の観光振興を図る必要があります。
- 日本海沿岸東北自動車道の延伸に伴う観光施策の見直しや、道の駅の更なる魅力アップを図る必要があります。
- 公共交通で訪れる観光客に対し、交通の利便性を向上させる必要があります。
- 本市を含む広域地域での滞在型観光※の形成など、周辺都市と連携した観光地づくりに取り組む必要があります。
- 本市の知名度を向上し、来訪者の増加につなげるために観光プロモーション※の展開や効果的なPR活動が必要です。



町屋の人形さま巡り



多くの観光客が訪れる市内海水浴場

### ■政策の方針

- インバウンド※観光への対応も含め、観光客の来訪・集客に必要なアクセス環境や付帯施設、おもてなし環境の整備を進めます。
- 既存の豊かな自然や歴史・文化資源、観光関連施設の保全・活用に努めるとともに、新たな資源発掘、物産の充実等、本市ならではの独自性を強化した観光振興を図ります。
- 広域的なエリア及び産業・教育・スポーツ等他分野との多様な連携により、本市の産業振興や経済活性化につながる総合的な観光・交流を推進します。
- 各種情報メディアを通じたプロモーション※の展開により、本市の認知度を向上させます。

### ■市民等の協力や役割

- おもてなしの気持ちの向上
- 観光のまちにふさわしい景観の美化活動
- 市外への積極的なPRに協力



観光プロモーション※

## ■主要施策

### 1 訪日外国人観光客増加対策

- 国外へ向けて観光情報を発信します。
- 魅力のある農林水産業体験等の整備を図ります。
- 外国人に対する観光案内、施設見学や買物の利便性の向上を図ります。



観光プロモーション\*

### 2 観光客の二次交通の整備

- レンタサイクルの整備・更新を図ります。
- バスの乗り継ぎ、タクシーの利用促進策による利便性の向上を図ります。

### 3 滞在型観光地\*の形成

- 定住自立圏\*や「日本海きらきら羽越観光圏\*」構成市町村との連携により、滞在型・体験型観光地の形成を推進します。

### 4 観光施設の整備と活用促進

- 通過都市とならないために、道の駅の魅力向上や活性化を図ります。
- 公衆トイレ等の施設整備や既存施設の改修を計画的に実施します。
- 施設の管理者や利用団体等と協議し、利用率の向上や新たな活用の方法を検討します。

### 5 観光プロモーション\*やPRの強化

- テレビ・新聞・チラシ・ラジオといったマスメディアやSNS\*・インターネット等を活用した観光情報の提供と宣伝PRを実施します。
- 首都圏、関西圏などを中心に、鮭文化や食等の特色ある地域資源を生かしたプロモーション\*を実施します。
- ふるさと村上応援寄附金によるお礼品を通して特産品のPRや本市への誘客を図り、村上市の物産や観光の知名度を高めます。

### 6 観光推進体制の整備

- 多様化する観光ニーズに対応するため、DMO\*の設立等も視野に入れ、観光協会をはじめとする関係団体等と連携した観光推進体制の強化に向けて取り組みます。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
観光入込客数	人	2,289,840 (H27年度)	2,580,000
外国人入込客数	人	1,800 (H27年度)	4,500

## 政策3-6 就労環境の整備と雇用機会の充実

### ■現状と課題

- 本市ではこれまで職業訓練の支援や勤労青少年ホームでの資格取得講座などを実施してきました。今後は更なる中小企業の技術力の向上と企業が求める人材確保のため、資格取得や人材育成に向け、より充実した支援が必要です。
- ハローワーク村上管内では、求人と求職者における雇用のミスマッチ\*が生じています。今後は関係機関と連携を強化し、地元企業とのマッチングや求職者のニーズにあった働き方を推進していく必要があります。
- 高校生の市内就職率の低下や、就学のために市外へ転出した学生が戻ってこない状況がみられます。若い世代の労働力を確保するために市内企業を知る機会を増やすとともに、職場定着に向けた取り組みが必要です。
- 女性の社会進出が進む中、結婚や出産をしても働き続けられる職場づくりが求められています。誰もが働きやすく、生涯活躍できる職場環境づくりが期待されています。
- 就業に困難な要因を抱える人や非正規雇用など不安定な雇用状態におかれている人が、それぞれの能力や希望に応じて就労できるよう支援することが必要です。

### ■政策の方針

- 労働力の確保及び創業支援や企業誘致の推進により、新たな魅力のある産業の育成と雇用の場を創出します。
- 若者の地元定着をはじめ、男女がともに働きやすい就業環境の整備を図ります。



高校生の建設現場見学ツアー

### ■市民等の協力や役割

- 雇用助成制度の利用
- 就業環境改善への協力
- 高校、大学や企業等の連携による雇用のミスマッチ\*の解消



## ■主要施策

### 1 人材育成への支援

- 労働者の職場定着に向けて各種研修に対する支援を行います。
- 資格取得への支援を実施し、就労意識の向上を図ります。

### 2 若者の地元就職の促進

- 高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、市内企業への理解を深めてもらいながら、地元就職を促進します。
- 大学生に市内企業の魅力を理解してもらうために、インターンシップ※の推進を図るとともに、大学と企業のつながりを強化します。
- U I Jターンによる若者の定住を促進し、中小企業等の将来を担う人材確保及び労働力不足の解消を支援します。

### 3 若者への支援

- 若年無業者の労働意欲の向上や地域への就職促進につながる支援を行います。
- 関係機関との連携のもと、職業に関する専門相談員の配置や職業体験の機会を提供することで、職業に関する課題解決を支援し、労働者の職場定着を図ります。

### 4 ワークライフバランス※の推進

- 男女がともに働きやすい就労環境をつくるため、ハッピー・パートナー企業※への登録を推進します。
- 女性の就労環境向上や活躍できる職場づくりに取り組む企業を応援します。



新潟県ハッピー・パートナー企業※のロゴマーク



就職ガイダンス

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
ハッピー・パートナー企業※登録数	社	26 (H27 年度)	36
新卒高校生の市内就職率	%	62.3 (H27 年度)	70
就労相談利用者の就職者数	人	—	150

## 政策4-1 消防・救急体制の充実

### ■現状と課題

- 近年各地で大規模災害が発生しており、災害に対応するための体制づくりと備えの強化が求められています。
- これまでも消防車両や資機材などの計画的な配備を進めてきましたが、車両などは高額であることから、更新延長を行いながら大切に運用しています。一方神林分署など老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な更新を行う必要があります。
- 救急出動件数の増加及び指導救命士※制度の導入に伴い、救急救命士※の確保や指導救命士※の養成が必要とされています。
- 消防水利は緊急性、地域性など勘案して設置箇所を決定しますが、防火水槽の新設要望が多く、設置までに時間がかかります。
- 消防団員の確保について、地域の実情により難しい面が多々あります。そこで、新たな視点として広報指導分団※を設置し、加入促進に力を入れていく必要があります。
- 住宅用火災警報器(住警器)の設置率が低迷しています。また、住警器設置の義務付けから10年が経過するため、電池切れや経年劣化による機能低下とならないよう周知・指導する必要があります。
- 1人でも多くの大切な命を救うため、救急車の適正利用が求められています。

### ■政策の方針

- 消防施設・設備の充実及び適宜更新、消防団の維持・確保により、消防体制の強化を図ります。
- 救急隊員の確保及び技術向上や救急体制の整備推進により救命率の向上に努めるとともに、講習等を通じて市民と消防が一体となった防災対策と応急手当の普及を進めます。



### ■市民等の協力や役割

- 消防水利の用地提供や確保への協力
- 消防団への積極的な加入
- 防災訓練、防火イベントへの参加
- 住警器の設置及び適切な時期での電池交換や機器の更新
- 救急車の適正利用

## ■主要施策

### 1 消防救急体制の強化

- 消防緊急通信指令システム<sup>※</sup>や統合型位置情報通知システム<sup>※</sup>の計画的な導入を進め、災害対応力を強化します。
- 災害時の拠点として非常用電源設備等の整備強化を行い、有事の際の対応力を高めます。
- 各種訓練・講習会を通じ、消防団を始めとした関係機関や地元住民と連携を図り、災害に対応するための体制づくり強化に努めます。
- 老朽化施設の更新など、消防拠点の整備を推進します。

### 2 救急救命士<sup>※</sup>等の計画的な養成と技術向上

- 救急救命士<sup>※</sup>の確保と指導救命士<sup>※</sup>の養成を図ります。
- 救急救命士<sup>※</sup>や救急隊員の研修等を積極的に行い、技術力の向上を図ります。



消防フェスティバル

### 3 消防車両等の計画的な更新

- 消防車両等の更新に伴う適正な配置計画を作成し、効果的な整備を進めます。
- 消防水利として、防火水槽を計画的に設置します。

### 4 消防団員の充実と組織強化

- 消防団員の加入促進を図ります。
- 地域に応じた消防団の組織見直しと広報指導分団<sup>※</sup>の活動強化を図ります。

### 5 暮らしの安全対策の推進

- 住警器設置率向上に向けた周知活動を実施するとともに、電池交換や機器の更新に向けた指導活動を進めます。
- 住宅の防災機器等に関する相談支援や高齢者世帯等の火災予防巡回活動などを行います。
- 応急手当講習会を通じ、AED<sup>※</sup>の使用方法や救急時の対処法、防災に対する意識を高めます。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
救急救命士 <sup>※</sup> 有資格者数	名	33 (H27 年度)	40
消防団員充足率	%	91.2 (H27 年度)	100
広報指導分団 <sup>※</sup> 員数	名	—	30

## 政策 4-2 防災体制の充実

### ■現状と課題

- 羽越水害から約50年が経過しました。この間、本市の災害は幸いにも少なかった反面、大災害の経験者が減少してきています。自主防災組織※の結成や防災士※(自主防災組織※のリーダー)の養成など、地域の防災力を更に強化するとともに、防災情報システムを整備し、適切に運用していくことが必要です。
- 家庭、地域、学校で防災に対する取り組みに温度差があるため、防災教育の充実により、災害時に自主判断で行動できる子どもを育てる必要があります。
- 地域防災計画を実効性のあるものとするためには、地域で災害に備えた訓練の実施が必要です。



防 災 訓 練

### ■政策の方針

- 地震、火災、風水害、地すべり、雪害等、あらゆる災害に迅速・的確に対応できる体制や施設、設備を強化します。
- 防災情報システムの整備やその周知、防災訓練を強化します。
- 市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、自治会や各種コミュニティ活動等を通じて日常的に自助・共助による地域防災力を高めます。
- 大規模災害の発生に備え、広域市町村や民間企業・各種団体等との連携を確保します。
- 災害が発生しても二次災害を防ぐ等、市民の安全が守られ、また早期に生活機能が復旧できる体制を整えます。

### ■市民等の協力や役割

- 地域や家庭での防災意識の高揚
- 防災士※の活動に協力
- 羽越水害等の被災経験の継承
- 防災訓練への参加

## ■主要施策

### 1 自主防災組織<sup>※</sup>の強化

- 防災士<sup>※</sup>の育成と連携を支援します。
- 防災訓練手法を提供し、町内・集落単位の訓練から地区又は地域での訓練に向けた取り組みを推進します。
- 町内・集落で組織する自主防災組織<sup>※</sup>に対し、災害に備えた資材等の購入支援を実施し、災害の低減を図ります。

### 2 防災情報システムの整備(防災行政無線整備)

- 荒川地域の防災行政無線を既存システムへ統合し、適切な運用を図ります。

### 3 防災教育の充実

- 災害に強い地域を作るため、自ら生活する地域や、自然と災害の関係を学ぶ「防災教育プログラム」を活用し、避難訓練を通じた危険回避能力の育成や要援護者に対する支援精神の醸成を推進します。

### 4 総合防災対策の推進

- 防災アセスメント<sup>※</sup>による被害想定の結果に基づき地域防災計画の見直しを行い、地域防災に関する各種情報として市民への提供を推進します。
- 大規模災害に対応するため、広域及び各種連携による防災・災害応急体制を維持・強化します。



水 防 訓 練

## ■主な目標値（指標）

項 目	単 位	現況値	H33 目標値
自主防災組織 <sup>※</sup>	組織	197 (H27 年度)	224
防災士 <sup>※</sup>	人	68 (H27 年度)	200

## 政策4-3 防犯体制の充実と交通安全対策の推進

### ■現状と課題

- 防犯対策については、関係団体・関係機関との連携協力により取り組みを進めてきました。また、老朽化した防犯灯の改修や新規要望箇所の防犯灯設置を継続的に行っています。今後も継続して防犯灯の改修及び新規設置を行うとともに、自主防犯パトロールの普及等に向けた取り組みが必要です。
- 消費者保護事業については、消費生活センターの体制強化に取り組んできました。今後も、めまぐるしく変化する悪徳商法、詐欺行為に対し、高齢者・女性・子どもなどの犯罪弱者にも迅速に対応できる体制づくりに関係機関・関係団体と連携し取り組む必要があります。
- 交通安全対策については、関係機関・関係団体との連携協力により、継続的に取り組みを進めてきました。今後も取り組みを継続・強化していく必要があります。
- 市内の交通事故件数は減少傾向にあります。交通安全教室や交通安全街頭指導、啓発活動等を行い、更に事故件数の減少を図る必要があります。
- 高齢者が関係する事故の割合は依然として高いため、高齢者の事故防止対策を進めていく必要があります。



交通安全運動

### ■政策の方針

- 市民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしを確保するため、防犯灯などの整備を推進するほか、関係機関、地域等が一体となった防犯体制を強化します。
- 近年増加している振り込め詐欺等の特殊詐欺<sup>\*</sup>や悪質商法等に対する注意喚起、相談体制を充実するとともに、高齢者・女性・子どもなどの犯罪弱者への防犯意識を高めます。
- 交通安全意識の醸成のため、交通ルールの遵守や交通マナーの啓発及び交通安全教室の開催により、交通事故を防止します。特に高齢者ドライバーに対する交通安全教育を強化します。
- カーブミラー等の交通安全施設の整備・維持を進めます。

### ■市民等の協力や役割

- 市民一人ひとりの防犯意識の向上
- 防犯ボランティア活動への参加協力
- 交通安全意識の向上
- 高齢者や子どもへの思いやり

## ■主要施策

### 1 防犯活動の推進

- 新規要望箇所への防犯灯施設の整備を図りながら、老朽化している防犯灯を長寿命なLED灯に順次改修します。
- 防犯活動の一環として青色回転灯の普及を促進し、犯罪抑止及び地域の安全安心活動を推進します。
- 自主防犯パトロールの普及を推進します。

### 2 特殊詐欺\*等の被害防止と防犯意識の醸成

- 情報ネット等を活用し、特殊詐欺\*等の被害防止情報の配信や広報・啓発活動を推進します。
- 高齢者・女性・子どもなどの犯罪弱者が詐欺や悪徳商法等に遭わないよう啓発活動や相談支援を推進します。

### 3 交通安全対策

- 交通事故発生件数の減少を図るため、交通安全指導員や警察関係者、関係団体との交通安全街頭指導や広報紙等による啓発活動を推進します。
- 高齢者や子どもに対する交通事故防止に向け、交通安全教育活動を推進します。
- カーブミラーの新規要望箇所や老朽化等を把握し、順次修繕等を行います。



むらかみ防災・防犯情報ねっと

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
市民の自主防犯活動団体数	団体	3 (H27 年度)	10
刑法犯の発生件数	件	376 (H27 年度)	250
交通事故発生件数	件	145 (H27 年度)	70
交通安全教室の参加者数	名	4,299 (H27 年度)	4,500

## 政策 5-1 さといく “郷育”の推進と学習環境の整備

### ■現状と課題

- 教育基本計画を策定し、地域の子どもを地域のみんで育てる「郷育のまち・村上」の実現に向け各種施策を展開してきました。なかでも市内8中学校区で立ち上げた「郷育会議」を中心に実施した学校支援地域本部事業では、学校区ごとに地域の教育力を生かした特色ある学習活動を行っています。
- 各地区まちづくり協議会などの各種団体との連携も検討しながら愛郷心を醸成し、将来の本市を支え、活躍できる人材育成を行う必要があります。
- 学力向上と健やかな体を育むためには、引き続き非常勤講師の配置や体力・健康づくりの推進を図る必要があります。
- 不登校発生率が小中学校とも増加傾向にあるため、不登校傾向の児童や生徒に向けた適切な対応と合わせ、家庭や地域全体でいじめ防止についての意識を高めていくことが必要です。
- 児童・生徒が減少する中、特別な支援を要する子どもは増えていることから、関係機関との連携により適切な指導や支援を行っています。
- 児童・生徒にとって望ましい教育環境整備に取り組むとともに、学校施設の老朽化等への対応や児童・生徒の通学安全体制の充実も継続的に実施し、安全安心な教育環境の整備を図っています。

### ■政策の方針

- 本市ならではの歴史・文化や風土、産業、生活様式に根差した人材育成としての“郷育”を進めるため、地域や世代間の連携による一体的な教育体制づくりを進めます。
- 未来を担う子どもたちの健全な育成に向け、安全安心の確保をはじめ、少子化や多様化する教育ニーズに対応した質の高い教育環境の整備を推進します。

### ■市民等の協力や役割

- 市民による郷育教育への参画
- 事業所等のキャリア教育※への協力
- 家庭での将来についての対話と指導
- いじめ根絶に向けた集会への市民の参加
- 家庭での生活習慣改善の働きかけ
- 市民から特別支援教育への理解
- 学校統合にあたっての地域の理解
- 地域の方々による、通学も合わせた児童・生徒の見守り



生徒によるあいさつ運動



## ■主要施策

### 1 支え合い、つながり合って共に育つ学びの推進

- 将来の本市を支え、活躍できる人材育成に資する教育を行います。
- 「郷育会議」の構成団体や、事業の充実化を図り、地域の子どもを地域のみならずで育てる取り組みを継続します。
- 地域コーディネーター※を中心とした学校支援ボランティア体制の充実を図ります。
- 高等教育を望む市民への経済的支援を図るため、奨学金制度を継続します。

### 2 学ぶ意欲と確かな学力・知力の向上

- 非常勤講師の配置等による、きめ細かな教育を継続します。
- 国際化・情報化社会に対応した学校での各種事業、環境整備を推進します。
- キャリア教育※計画に基づいた、小学校からの一貫したキャリア教育※を推進します。

### 3 豊かな心と健やかな体の育成

- 児童・生徒主体のいじめ根絶に向けた集会を継続して実施します。
- 今後も適応指導教室と各校の連携を強化し、不登校傾向の児童・生徒に適切な対応を行います。
- 体力実態の把握と分析、体力向上策を実施するとともに、家庭と連携した食育を推進します。

### 4 自立と共生を目指す特別支援教育の推進

- 関係機関との連携により、早期からの相談・指導・支援体制の充実を図ります。
- 特別な支援を要する子ども一人ひとりに個別の教育支援計画を作成し、情報の共有と活用を図りつつ、教育的ニーズに応じた適切な指導、支援を継続して推進します。

### 5 望ましい学びの場の整備

- 村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針に基づき、関係者と合意形成のうえ学校統合を進めます。
- 学校施設の改修は補助事業等の対象認可を受けながら、早期対応に努めます。
- 通学時の安全確保を図るために、スクールバスの運行やスクールガードリーダー※を中心とした見守りボランティア体制の充実を図ります。
- 通学路交通安全対策プログラムにより通学路の点検を実施し、道路管理者等との連携を図ります。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
活動したボランティア延べ人数	人	27,696 (H27 年度)	30,000
不登校発生率	%	小学校 0.76 (H27 年度) 中学校 3.31 (H27 年度)	小学校 0.7 以下 中学校 2.0 以下
体力テストでの優位項目数 (全国又は県との比較)	項目	小5 男子4項目、女子7項目 中2 男子3項目、女子3項目 (各 H27 年度)	小5 男子5項目、女子7項目 中2 男女各4項目
NRT※偏差値平均	値	小6 国語 53.4 算数 53.4 中3 国語 50.1 数学 46.6 (各 H27 年度)	小6 国語 55.0 算数 55.0 中3 国語 50.5 数学 50.0

### 政策 5-2 生涯を通じた学習の推進

#### ■現状と課題

- 市民講座やむらかみ出前講座、大学連携事業を開催してきましたが、活動を市全域に広めるためにも各地区公民館事業との連携を図り、ネットワークづくりを進める必要があります。また、学習活動の推進に関わる人材の育成や学習相談体制の強化を図るとともに、市民参画型の講座の企画・運営に取り組む必要があります。
- 個々のライフスタイル※・ライフステージ※に応じた学習ニーズの充実のみならず、地域として必要な学習環境の充実を図る必要があります。
- 図書館業務については、ネットワーク事業により、地区図書館及び図書室、移動図書館を利用し、市全域での読書活動を推進してきましたが、図書館利用者ならびに移動図書館利用者の数は減少傾向にあります。今後は蔵書スペースの確保と、現在策定中の読書推進計画に基づく普及活動が必要です。
- 施設整備については老朽化が進んでいる施設から計画的に整備を進める必要があります。

#### ■政策の方針

- 学習の場・機会の充実や情報提供に努め、学習意欲と多様な価値観に対応した学習環境づくりを推進します。
- 地域の特色や人材を活かし、多様なニーズに応じた学習体制の整備を推進します。
- 次代を担う人材を地域で協力して育むための体制を維持・推進します。
- 学習で得た知識や技術を、地域貢献活動等を通じて発揮・活用できる地域づくりや取り組みを進めます。

#### ■市民等の協力や役割

- 学習機会への積極的参加・参画
- 地域指導者の連携

## ■主要施策

### 1 成果を広げる「学び」の推進

- 「学ぶ」ことで得られる知識・能力を発揮（見せる・伝える）する場の提供や拡大を図り、市民が「学ぶ」ことの満足感から「学んだ成果を活用し発揮する」ことに対する充実感に展開していくよう学習意識の高揚を図ります。
- 学習で得た知識・技術が地域づくりや学校支援活動などにおいて発揮・伝承されることにより、「知の循環」を基軸に「知の発展」への展開を図ります。
- 学習活動初期～学習活動発展期における図書活用の有効性について、市民意識の高揚を図ります。

### 2 地域ニーズに即した学習環境の充実

- 社会情勢の変化を的確にとらえた高度な学習機会の提供を迅速に行います。
- 既存社会教育関係施設の地域に即した管理・使用形態への移行を図るとともに、老朽施設等の更新・廃止を図ります。
- 子ども達の学習や体験活動に関わるすべての市民が、充実感を持って参画できる仕組みづくりを推進します。
- 図書館蔵書、資料等の適切な保管が図られるよう、保管場所の確保とともに必要設備を整備します。



プチ子育て講座「パパとDIY教室」

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
学習展開目的講座の開設数	講座	1 (H27 年度)	5
講座参加者同士によるサークル等団体の形成	団体	—	3

### 政策5-3 文化財の保存活用と芸術・文化の振興

#### ■現状と課題

- 指定文化財所有者及び保持団体の管理・運営経費の負担が大きく、文化財の保全に影響を及ぼしています。
- 伝統芸能やまつりの保持団体の人員減少に伴い、後継者育成が課題となっています。
- 郷土の歴史や文化を紹介する施設については、老朽化等により施設の修繕、改修の必要が生じています。また、普及啓発と市民の教養を高める事業の企画運営を進める必要があります。
- 国史跡の村上城跡や平林城跡及び山元遺跡については、計画的に保全及び整備を推進する必要があります。
- 「村上まつり」の無形民俗文化財調査事業が平成27年度で終了し、今後は保存伝承のため早期の国重要文化財指定に向けた準備作業を着実に進める必要があります。
- 市文化芸術事業補助金やふるさと文化再興事業等の支援により、各種事業が展開されました。しかし、各団体の後継者不足や資金不足による活動停滞への懸念が課題となっており、各団体の連携や協働事業などで、運営負担を軽減できる仕組みを構築する必要があります。

#### ■政策の方針

- 地域の貴重な財産である文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めます。
- 文化財等資料の公開、展示及び保管を行う歴史文化施設の管理運営の充実と、郷土の歴史や文化の情報発信による普及啓発に努めます。
- 芸術・文化活動への多様なニーズに対応できる施設等の整備を図るとともに、芸術・文化に対する関心や教養を深めるため、優れた芸術・文化にふれる機会の充実を図ります。



村上城跡石垣修復工事説明会

#### ■市民等の協力や役割

- 文化財所有者、保持団体等の文化財保護に対する協力
- 文化財保護に対する理解と協力
- 開催事業等への参加と理解
- 郷土史家等専門家の協力

## ■主要施策

### 1 文化財保護と伝承の推進

- 市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保持団体への支援及び拡充を図ります。
- (仮称)村上まつり補助事業及び修理検討組織等の整備を推進します。
- 伝統芸能等の発表機会を提供し、後継者の育成・支援を図ります。

### 2 郷土に育まれた歴史・文化の普及啓発

- 歴史・文化施設において必要な施設の修繕及び改修を実施し、施設の利便性の向上を図ります。
- 郷土の歴史や文化の普及啓発を図り市民の教養を高めるため、事業の企画運営に取り組むとともに、所蔵資料の適切な保全と調査研究に努めます。

### 3 史跡の整備と活用

- 村上城跡や平林城跡及び山元遺跡の整備を推進します。
- 資料の収蔵やガイダンス施設の整備を推進します。
- 各史跡における「保存活用計画」の策定を推進します。

### 4 芸術・文化の振興

- 優れた芸術・文化に対する市民の教養や関心を深めるため、新潟県立美術館等所蔵作品等の巡回展の開催に努めます。
- 芸術・文化の裾野を広げるため、芸術・文化団体と連携し、公民館講座事業などを活用した初心者教室開催に努めます。



大須戸能

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
村上城跡石垣修復面積	m <sup>2</sup>	313.5 (H27 年度)	413.5
平林城跡樹木間伐面積	ha	4.3 (H27 年度)	6.3
国史跡の便益施設、ガイダンス施設の整備	件	—	3

### 政策 5-4 生涯スポーツと競技スポーツの推進

#### ■現状と課題

- 健康志向の高まりや心の豊かさ、充実感、生きがいをもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心や期待が高まっています。一方で、社会環境やライフスタイル<sup>※</sup>等の変化により、積極的にスポーツをする人とそうでない人の二極化がみられます。
- 全5地区において総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>が設立されたことにより、各種教室の開催や多彩なスポーツに触れる機会を設けることができました。今後は、スポーツ推進委員の役割の明確化やスポーツ推進組織のネットワークづくりを進め、それぞれの組織が持つ機能や長所を生かすことのできる支援体制の構築が急務となっています。
- 競技スポーツでは、全国的に活躍する選手が育成されているものの、競技人口の減少や子どもたちのスポーツ離れ等により、スポーツ少年団の団員数が減少傾向にあります。
- 施設整備については、スポーツ施設整備計画の見直しや地域バランスを考慮した計画的な整備を進める必要があります。

#### ■政策の方針

- 生涯を通じて健康でいきいきした生活が送れるよう、誰もがスポーツ活動に親しめる場・機会の充実を図りながら、スポーツ人口の増加と実施率向上に努めます。
- 多様なスポーツニーズに対応できる施設の整備や有効活用を図ると同時に、総合型地域スポーツクラブ<sup>※</sup>との連携により推進体制の整備を図ります。
- 競技スポーツを推進するため、専門指導者の確保・育成や各種大会の誘致等に努めます。

#### ■市民等の協力や役割

- 各種事業への積極的な参加
- 施設の積極的な利用や活用
- スポーツ関係団体間の連携
- 各種スポーツ事業の主体的な実施



## ■主要施策

### 1 生涯スポーツの推進

- 野外活動や遊びを含め、さまざまなスポーツを通し、子どもの体力向上を図ります。
- 健康増進や体力向上を図る上で、運動やスポーツの日常化が重要な課題となるため、健康意識の高い壮年・中高年層が、どこでも気軽にスポーツ活動が行える機会の充実を図ります。
- スポーツに関心を持ってもらうため、体験型スポーツ事業(スポーツツーリズム促進事業)の開発を促進します。

### 2 競技スポーツの推進

- 専門性の高い競技スポーツ指導者の養成を推進します。
- 競技者・指導者の良好な活動環境の整備を推進します。
- 各種大会の誘致を推進します。
- オリンピック、パラリンピックを目指すアスリートを支援します。

### 3 スポーツ環境の整備・充実

- 市民ニーズに対応した施設整備と有効活用を図ります。
- 安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブ※との連携を図ります。



村上市元旦マラソン大会



村上・笹川流れ国際トライアスロン大会

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
スポーツ事業参加者数	人	70,757 (H27年度)	74,000
スポーツ施設利用者数	人	481,769 (H27年度)	492,000
体験型スポーツイベントの実施	件	—	1

## 政策 6-1 平等社会と多文化共生の推進

### ■現状と課題

- 人権啓発講演会や街頭啓発活動等による人権教育・啓発活動が実施されていますが、意識調査の結果からは人権に対する意識が低く、十分とは言えません。
- 人権や差別問題への関心が若い世代で低くなっています。また、男女の平等感について、男女の固定的な性別役割分担意識や不平等感が根強く残っています。
- 平成26年度末に策定した「人権教育・啓発推進計画」に基づき、あらゆる差別や人権侵害をなくすために、人権啓発講演会、講座及び広報活動等を積極的に進める必要があります。
- 近年はグローバル化\*が進んでおり、国際的感覚を持つ大きな視野を持った人材が求められています。また、異なる文化を持つ人々との相互理解を深めることも必要となっています。



小学校での人権教室

### ■政策の方針

- 市民一人ひとりの人権や一人ひとりが持つ多様性を尊重する社会を構築するため、人権に関する教育や啓発活動などを進めるとともに、様々な文化や考え方の多様性を尊重する意識を高めます。
- 男女が互いの人権を尊重し、社会の対等なパートナーとして様々な意思決定に参画できる仕組みづくりを進めます。
- 人権や男女共同参画に関する制度等の周知により、市民への意識向上を図ります。

### ■市民等の協力や役割

- 一人ひとりの人権に対する意識の向上
- 人権問題や男女共同参画などへの理解
- 人権や男女共同参画講演会等への参加



## ■主要施策

### 1 人権尊重の推進

- 講演会、研修会などの実施に加え、市報などを活用した啓発活動を推進します。
- 県などが主催する人権講演会や研修会への参加などを推進します。
- 教職員を対象にした研修会を開催し、人権教育の充実を図ります。

### 2 男女平等の推進

- 第2次村上市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、総合的かつ効果的な施策展開を図ります。
- 各種委員への女性の登用を推進します。

### 3 多文化共生の推進

- 国籍や文化などの違いをお互いに認め合いながら、国際感覚と世界に向けた広い視野を持つ人材育成を推進します。
- 外国人に対する情報提供に配慮し、利用状況に応じ案内板や発行物など多言語による表示に努めます。



朝日みどり小学校人権学習での作品

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
人権講演会の参加者数	人	263 (H27 年度)	400
研修会の参加者数	人	80 (H27 年度)	120
各種委員の女性登用数	人	167 (H27 年度)	209

## 政策 6-2 市民協働のまちづくりの推進

### ■現状と課題

- 各地域で17のまちづくり組織が結成されたことにより、それぞれの地域の個性ある魅力づくりに向け創意工夫のもと事業が展開されてきました。
- まちづくり協議会どうしの連携や役員、部会員の人材不足等、それぞれの地域で異なる課題も見受けられています。
- 市民の参画意識を高めるためには、より多くの情報を発信するとともに、活動拠点についても確保していく必要があります。
- 地域おこし協力隊<sup>※</sup>は、現在朝日地区2名、山北地区2名の隊員により地域活性化の推進をしています。
- 若者出会い推進事業として、男女の出会いの場の提供や結婚のための活動を支援してくれる団体等を支援していますが、近隣市町村でも同様の事業を実施しているため、特色ある取り組みが必要となっています。

### ■政策の方針

- 市民やNPO、事業者、行政それぞれの自律と協働によるまちづくりを推進します。
- 市民による助け合いや支え合いを促進するため、各地区におけるコミュニティ活動を積極的に推進・支援します。
- 地域活性化を促進するため、地域おこし協力隊<sup>※</sup>を配置します。
- 独身男女を対象とした出会いの場や機会の創出を図ります。



山北地区まちづくり協議会の軽トラ市

### ■市民等の協力や役割

- まちづくりに関する意識の醸成に協力
- 市民協働のまちづくり活動への参加
- 地域おこし協力隊<sup>※</sup>の受入れや隊員への支援
- 婚活支援事業への積極的な参加

## ■主要施策

### 1 市民協働のまちづくりの推進

- 地域まちづくり交付金の拡充及び算定方法の見直しを図ります。
- 協働のまちづくりを担う人材の育成を推進します。
- 全まちづくり協議会連携事業を推進します。

### 2 地域活性化の推進

- 地域おこし協力隊<sup>※</sup>の全地区への配置を推進します。
- まちづくり活動拠点の確保や集落支援員制度の導入を促進します。

### 3 移住・定住の推進

- 移住定住に向けた支援や起業支援を図ります。
- 各団体が行う婚活イベントの実施を支援します。
- 近隣市町村との連携により婚活事業を支援します。



地域おこし協力隊員の活動の様子



地域づくり自慢大会

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
まちづくり拠点	件	2 (H27 年度)	5 (延べ件数)
地域おこし協力隊 <sup>※</sup> の隊員数	人	4 (H27 年度)	10
婚活事業によるカップル成立数	組	44 (H27 年度までの累計)	100 (累計)

### 政策 6-3 広報広聴事業の推進

#### ■現状と課題

- 「市報むらかみ」を毎月2回発行(24,200部)し、自治会を通じて全世帯に配布するほか、公共施設などに設置しています。また、スマートフォンやタブレット端末※などでアプリ※配信をしています。市からのお知らせにとどまらず、本市の魅力や政策などの情報をわかりやすく発信していく必要があります。
- 平成26年3月に市ホームページをリニューアルし、本市の情報を日々更新しています。視覚的には魅力あるづくりですが、必要情報にたどりつきにくい状況があります。
- 公式フェイスブック※を平成27年8月に開始し、主にイベントの告知など、旬の話題を配信しています。また、時代に即した情報発信ツール(道具)を選択していく必要があります。
- 市長とのふれあいトークを毎年開催していますが、参加者が少ない状況です。
- 市政提案箱を本庁・支所や公共機関などに設置していますが、提案が少ない状況です。
- 本市の計画や条例制定などに「パブリックコメント※」を実施していますが、計画や条例内容によって意見数の隔たりがあります。

#### ■政策の方針

- 市民が必要としている情報を多様な広報ツールで、わかりやすく親しみやすく発信します。
- 市民と行政が市政情報を共有し、市民の市政への関心と参画意欲を高めます。

#### ■市民等の協力や役割

- 市民の積極的な市政への参加
- 市民による市の情報の積極的な発信

## ■主要施策

### 1 広報活動の充実

- 本市の魅力や施策など、情報をわかりやすく発信し、「市報むらかみ」のさらなる充実を図ります。
- ホームページを検索しやすいように改良を進めるほか、全面リニューアルを検討します。
- 時代に即した情報発信ツールを検討していきます。

### 2 広聴活動の充実

- 参加しやすいふれあいトークを開催します。
- 市内で活動するグループや団体などの希望による訪問広聴活動を推進します。
- 市政提案やパブリックコメント※に意見を出しやすい環境を整備します。



市報むらかみ



村上市公式フェイスブック※  
スマートフォンなどに向けた情報発信

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
ホームページ全アクセス数	件	3,567,072 (H27年度)	5,000,000
ふれあいトーク参加者数	人	313 (H27年度)	500

## 政策 6-4 ICT・情報化の整備推進

### ■現状と課題

- 電子自治体化改革では内部決裁システムの導入により事務の軽減が図られました。
- 庁内情報システムのうち、内部情報系についてはクラウド※方式で利用していますが、システム障害に対する迅速な対応や災害等への対策強化、セキュリティの強靱化を図るため、基幹系システムについてもクラウド※化が必要となってきます。
- 神林地区告知システムは、経年により告知端末機の故障交換台数が年々多くなってきており、システム利活用における安心面の確保が急務となっています。
- 情報通信施設の整備は平成18年度、朝日地区が最も初期ですが、近年、機器類に故障が生じてきています。放送系設備は、市民生活には必要不可欠なものであるため、故障等による放送中断事故を防止する必要があります。また、通信系設備も防災行政無線との連携を含め重要な設備であり部分的に更新してきていますが、残る未更新設備のなかにも更新が急がれる設備があります。
- これら以外の未更新の情報通信設備も、今後経年に伴う更新が必要となってきます。3地区のなかで整備が最も後期の神林地区にあっても、朝日地区及び山北地区の設備更新後、それほど間を置かず設備更新が必要となってくると予想されます。

### ■政策の方針

- 庁内情報システム全体をクラウド※サービス利用することにより、安定した運用管理、セキュリティの向上を図ります。
- 情報通信施設による放送系、通信系の安定したサービス提供のために、適切な更新事業及び維持管理を行います。

### ■市民等の協力や役割

- 情報通信施設の利活用
- 情報通信施設使用料の納付

## ■主要施策

### 1 庁内情報システムの整備

- 基幹系システムのサーバ※類を外部のデータセンターに設置し、安定した運用、災害等への対策、セキュリティの向上を図ります。
- 内部情報系システムの利用契約期間満了に伴い、クラウド※サービス利用の継続を前提とした適切な更新を行います。

### 2 神林地区告知システムの更新

- これまでの告知システム更新事業で回収した告知端末機を有効に活用し、修繕費用を抑制しながら可及的速やかに更新を行います。
- 引き続き防災行政無線との連携を図ります。

### 3 放送系基幹設備を中心とした情報通信設備の更新

- 経年に伴う故障等による放送事故が危惧される放送系を中心に設備を更新し、さらに、基幹部分は冗長化(二重化)による強靱化を図り、安定したサービスの提供及び放送事故の未然防止対策を推進します。
- 集約化や統合による機器類の削減を検討し、設備全体の安定化と経費の節減を図ります。

### 4 未更新の情報通信設備の更新

- 更新予定の神林地区告知システムや情報通信設備以外の設備について、予備機の活用により施設全体の安定化と経費の節減を図りながら、適切な更新を計画します。



告知システム

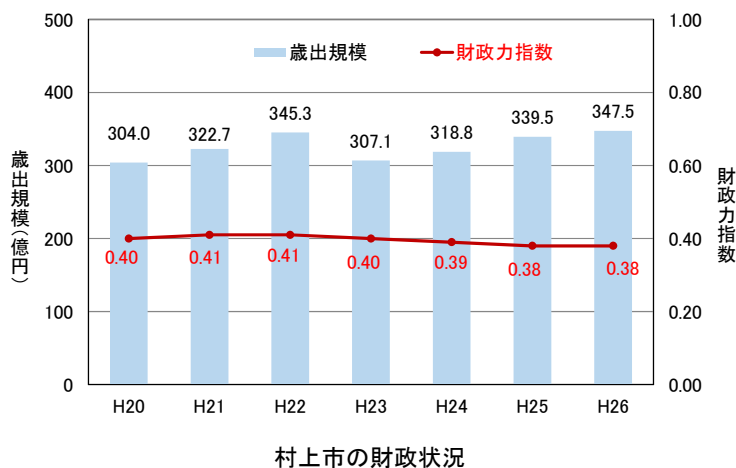
## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
職員のセキュリティ研修の受講率(受講対象者)	%	71 (H27 年度)	100

## 政策 6-5 行財政改革の推進

### ■現状と課題

- 歳入の安定化を図るため、適正かつ公正な賦課徴収、納税しやすい体制づくりが必要です。
- 財務書類の作成において、事業別や施設別などの分析がなされていないため、複式簿記等を導入する必要があります。
- 長期継続契約への移行やリース契約の有効活用で経費の節減と業務の効率化を図っていく必要があります。
- 市が保有する財産については、財産ごとに利活用方針を定めるとともに、老朽化などにより活用困難となった施設等については、危険性などを考慮し解体が必要です。
- 指定管理者制度<sup>※</sup>などによる民間活力の導入について、サービス向上や利用者拡大の面から対象施設の拡大を図る必要があります。
- 市民ニーズが多様化、複雑化する中で、業務量の増加、高度な専門性などが求められています。限られた人員の中で効率的かつ効果的に行政運営を行うためには、職員一人ひとりが常に問題意識を持って事務事業を見直し、改善していくことが必要です。また、市民に対し透明性を高めていくことが求められています。



### ■政策の方針

- 市税の確保に向け、税目ごとに的確な賦課徴収を行い、自主財源<sup>※</sup>の確保に努めます。
- 健全で安定した財政運営に向け、財政基盤の強化を進めます。
- 多様化・複雑化する市民のニーズに対して的確・柔軟に対応するため、職員の専門的知識や能力を高め、多方面に活躍できる人材育成に努めます。
- 各課による横断的な連携を進めます。
- 民間活力の導入や市民等との協働、ICT<sup>※</sup>の導入など、効率的・効果的な業務体制の構築に努めます。

### ■市民等の協力や役割

- 納税意識の向上及び遅延ない納税
- 市が公開する情報の受信
- 市政への提言、評価
- アンケートや市政への積極的な協力



## ■主要施策

### 1 歳入の安定化

- 市税の適正かつ公正な賦課徴収を行うことなどにより、自主財源※の確保に努めます。
- 市税のコンビニ収納導入による納税環境の拡充や口座振替の推進等により、収納率の向上を図ります。

### 2 財政状況等の公表

- 市報やホームページによる公表を行い、透明性を高めます。
- 地方公共団体において統一的な基準による財務書類を作成します。
- 財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。

### 3 公有財産・公共施設の適正管理

- 公有財産台帳※及び遊休・未利用財産の精査を行い、年次計画的な施設の解体処理や売却及び利活用を進め、財産の適正管理を行います。
- 「公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の適正な維持管理を行います。
- 指定管理者制度※をはじめとするPPP※の活用による、民間活力の導入を推進します。

### 4 効果的な事務事業の推進

- 事務事業評価の実施により、より効果の高い事業実施や事務改善に努め、より透明性の高い事業実施を図ります。

### 5 組織・職員改革

- 多方面の研修実施により、市民ニーズに対応できる職員の育成や組織の充実を図ります。
- 人事評価の実施により、職員の意識改革を促し、能力開発と人材育成を推進します。
- 職員定員適正化計画により、計画的な職員の適正配置と効率的な行政運営を行います。

## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
市税の収納率（現年度）	%	98.94 (H27年度)	99以上
評価実施事業数	事業	35 (H27年度)	130
指定管理者制度※新規導入施設	施設	—	5

## 政策 6-6 広域行政の推進

### ■現状と課題

- 岩船地域広域事務組合の解散以降、関川村や粟島浦村と事務委託や機関の共同設置により、生活サービスの維持向上に努めてきました。
- 平成27年10月には村上岩船定住自立圏※共生ビジョンを策定しており、今後はこのビジョンに基づき、圏域の課題の解決に向けた広域行政を推進する必要があります。
- 人口流出を抑制するために圏域の一体的な発展に努める必要があります。また、住民が郷土で暮らし続けるため、持続可能な圏域を形成することが求められています。
- 近隣市町村でも共通の課題を抱えており、連携して解決に取り組む必要があります。

### ■政策の方針

- 本市の自主性・自立性を尊重しながら、効率的で魅力的なサービスの提供に努め、近隣市町村との連携を図ります。



村上岩船定住自立圏※形成協定合同調印式

### ■市民等の協力や役割

- 圏域内の情報の積極的な発信とPRの応援
- 圏域内の交流促進

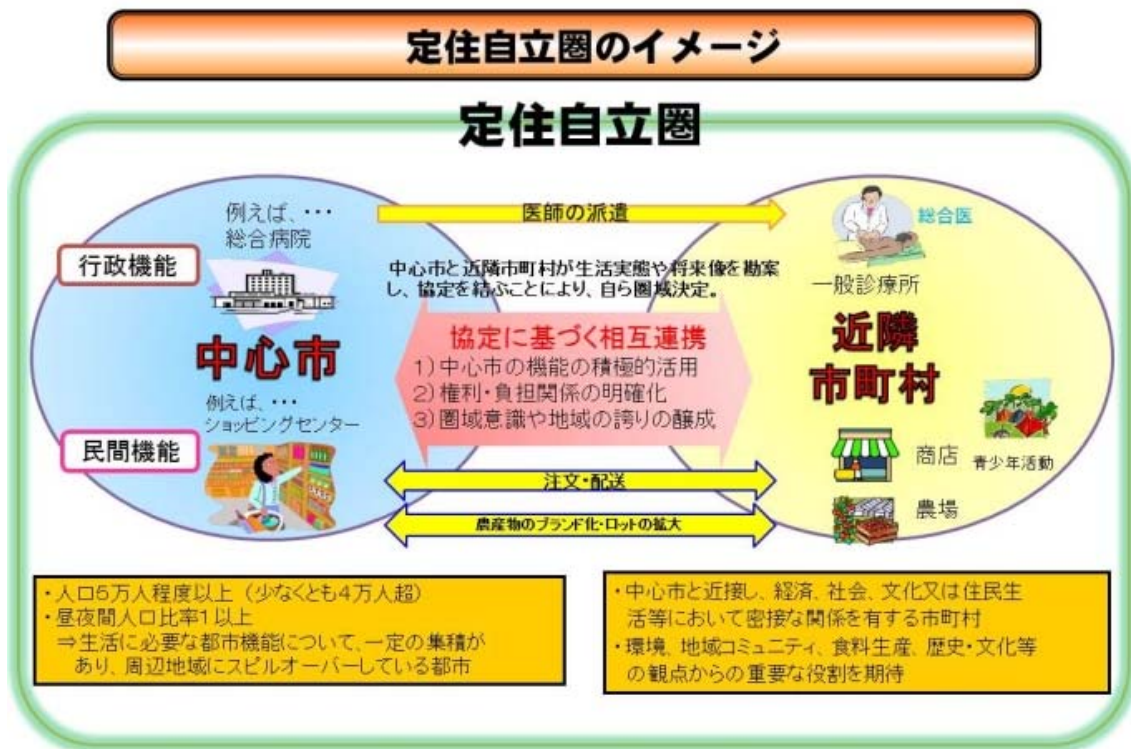
## ■主要施策

### 1 定住自立圏※事業の推進

- 本市を中心として隣接する2村の地域特性を生かしながら、協力関係を尊重しつつ、魅力ある地域づくりと社会基盤の強化を推進します。
- 3市村職員の企画力向上と職員交流の更なる促進を図ります。

### 2 広域連携ならではの活力推進

- 道路や公共交通等の社会資本の連携整備や観光振興等、近隣市町村との連携を図ります。



## ■主な目標値（指標）

項目	単位	現況値	H33 目標値
定住自立圏※共生ビジョン掲載事業数	件	28 (H27年度)	30



# 資料編

# 1. 村上市の概況

## (1) 沿革

本市では、今からおよそ2万年前の後期旧石器時代の石器が発見されており、6世紀には朝鮮半島を含む広い地域との文化的交流があったと考えられています。また、磐舟柵などの資料から、7世紀半ばには中央政府の支配下にあったと考えられています。

9世紀には仏教がこの地域にも浸透し、12世紀には鎌倉時代の有力な武士が幕府官吏として移住しました。戦国時代には本庄氏、色部氏、上杉氏等の支配の影響を受け、その後、江戸時代に入るとめまぐるしく支配者が替わりました。

明治4年の廃藩置県、明治22年の市町村制施行により現在の基本的枠組みが成立し、旧村上市、旧荒川町、旧神林村、旧朝日村および旧山北町は、昭和30年前後の合併によって成立しました。さらに、地方分権型の自立できる自治体を目指し、平成20年4月1日に旧5市町村が合併し、現在の「村上市」が誕生しました。

平成27年7月15日には、村上市を中心市として近隣の関川村、粟島浦村と共に「村上岩船定住自立圏<sup>※</sup>」を形成し、圏域の定住促進や魅力づくりなどに相互に協力し合う広域行政の制度をスタートしました。

表 1-1 合併の経緯

旧市町村	合併状況
村上市	S29.3.31 合併・新設(村上町、岩船町、瀬波町、山辺里村、上海府村)
荒川町	S29.12.1 合併・新設(保内村、金屋村)
神林村	S30.1.10 合併・新設(神納村、平林村、西神納村)
朝日村	S29.10.1 合併・新設(館腰村、三面村、高根村、猿沢村、塩野町村)
山北町	S30.3.31 合併・新設(黒川俣村、八幡村、大川谷村、中俣村、下海府村) S40.11 町制施行

## (2) 地勢

本市は、新潟県の北端に位置し、北から東にかけて山形県に接しています。

市域の南側は関川村および胎内市と接し、50 km圏域に新潟市、50～100km 圏域に山形県鶴岡市および山形市があります。

市の面積は約 1,174 km<sup>2</sup>で、新潟県で最も大きな総面積を有しています。また、50 kmにも及ぶ海岸線には特定地域振興重要港湾である岩船港があり、地域産業や観光振興などの役割を担っているほか、瀬波笹川流れ粟島県立自然公園に指定される風光明媚な自然景観も形成しています。

地形は、市域北部及び東部の飯豊朝日山系と南西部の平地に分けられ、荒川、三面川、石川、大川などの大小の河川が流れます。平地の河川沿岸に複数の集落が形成され、村上地域と荒川地域の中心部には市街地が形成されています。荒川、三面川および石川河川流域は、肥沃な水田として本市の農業生産活動の基盤となっています。

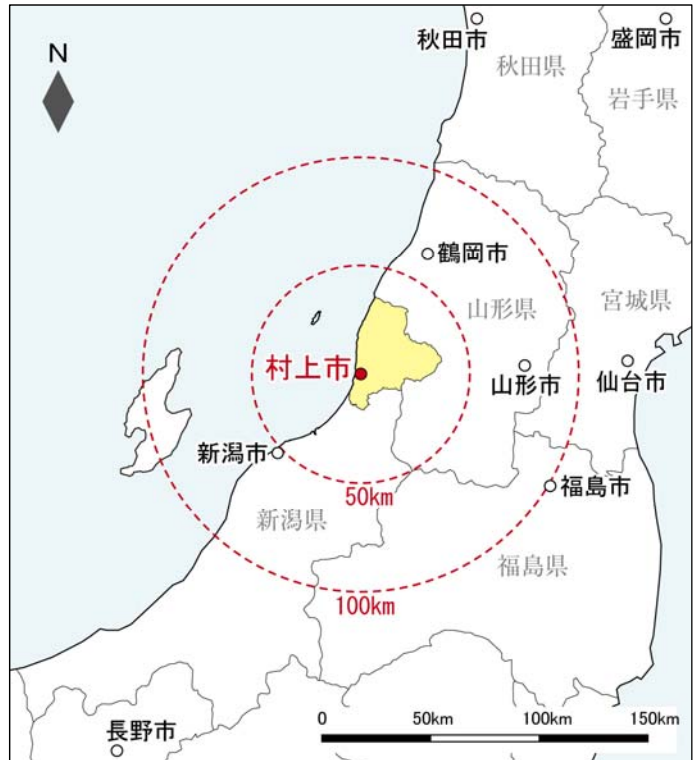


図 1-1 村上市の広域的な位置

## (3) 自然・気候

本市は、市域東部が「磐梯朝日国立公園」に指定され、広大なブナの原生林を有しています。海岸部一帯は「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」に指定され、波間に大小の岩の連なりと白砂青松が美しい変化に富んだすばらしい自然景観に恵まれています。また「お幕場・大池公園」の大池には、毎年千羽を超える白鳥が飛来し、平成の名水百選である清流「荒川」のほか「三面川」、「大川」といった河川には、鮭やサクラマス、鮎が遡上するなど、良好な水辺環境を有しています。

気候は典型的な日本海型の気象区分に属し、四季の移り変わりがはっきりしているとともに、冬季は西高東低の冬型の気圧配置が続きます。シベリアからの季節風がもたらす雪は、時として日常生活や産業活動に悪影響を与えることもありますが、反面、水資源が豊富で生活や産業活動に欠かせない重要な資源となっています。





## 2. 基本指標

### (1) 人口と世帯数

本市の人口は減少傾向で推移しています。平成27年では62,442人で、平成22年と比較すると約4,000人（約6%）減少しました。

今後も、出生数が死亡数を下回ることや、転入者数が転出者数を下回ることにより、人口の減少傾向はさらに強まるものと推計されます。

世帯数については、核家族化などの進行により微増していましたが、平成17年から平成22年の間は減少し、これ以降の平成27年までは微増しています。

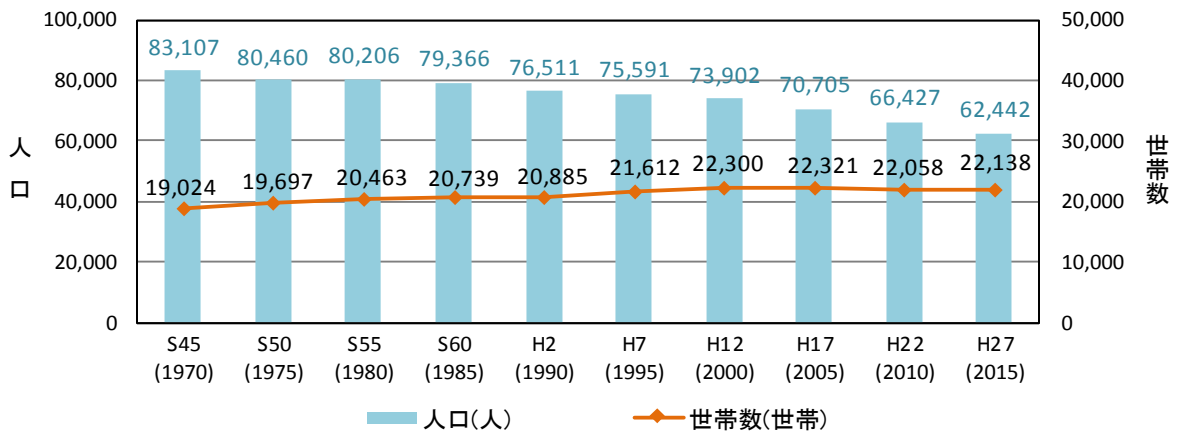


図 2-1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

### (2) 年齢別人口

年齢3区分別人口では、生産年齢人口、年少人口がともに減少を続け、老年人口が増加しています。平成2年に老年人口が年少人口を上回り、その差は年々大きくなっています。

平成27年現在の人口比率は、生産年齢人口が約54%（33,578人）、老年人口が約35%（22,167人）、年少人口が約11%（6,609人）となっています。

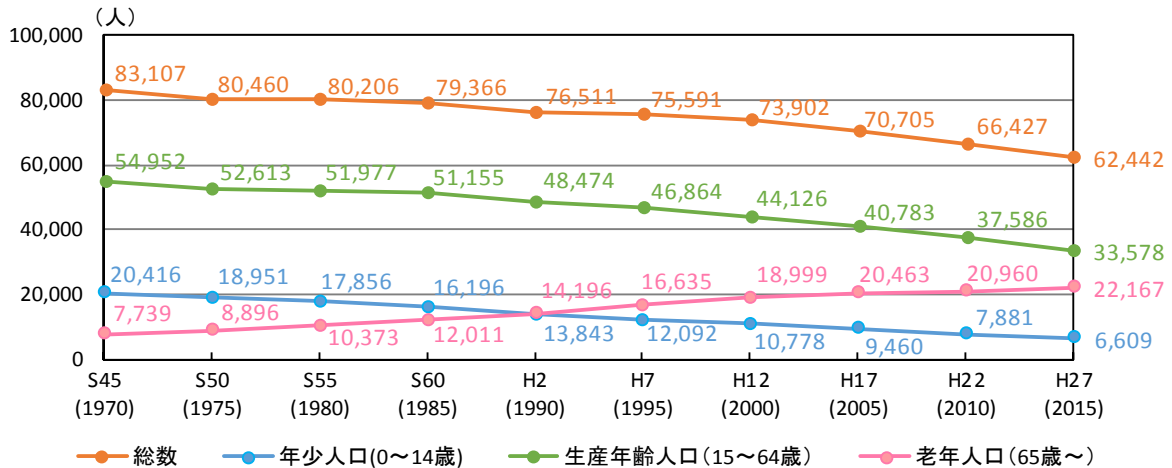


図 2-2 総人口及び年齢3区分別人口の推移

出典：国勢調査

### (3) 目標年次の人口・世帯数

平成 27 年度に策定した「村上市人口ビジョン」では、平成 22 年国勢調査人口をもとに、今後も人口減少が進んだ場合の人口推計は、平成 32 年で 57,734 人としています。

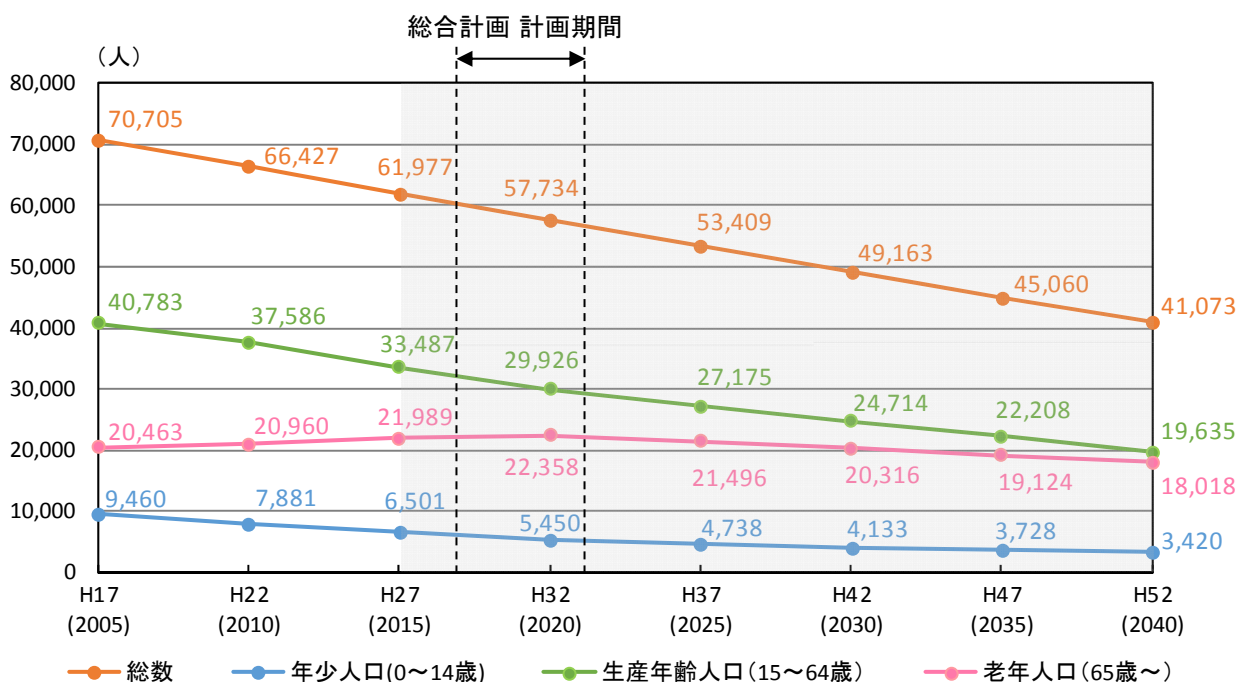


図 2-3 将来総人口及び年齢 3 区分別人口の推計

この結果をもとに、本計画期間中の推計人口、世帯数、年齢 3 区分別人口を推計した結果は以下のとおりです。

表 2-1 将来総人口・世帯数・世帯人員及び年齢 3 区分別人口の推計値

(人、世帯、人/世帯)

	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年
総人口	60,281	59,430	58,582	57,734	56,870
世帯数	21,226	21,149	20,997	20,918	20,755
世帯人員	2.84	2.81	2.79	2.76	2.74
年少人口	6,081	5,870	5,660	5,450	5,308
生産年齢人口	32,063	31,350	30,638	29,926	29,376
老年人口	22,137	22,210	22,284	22,358	22,186

- ・平成 32 年の人口は「村上市人口ビジョン」の推計値
- ・平成 29~31 及び 33 年の人口は「村上市人口ビジョン」推計値をもとに算出
- ・世帯人員は、これまでの実績をもとに市が推計（トレンド推計のうち相関係数が高い「指数式」を使用）
- ・世帯数は、総人口÷世帯人員で算出

### 3. アンケート調査結果（抜粋）

#### （1）市民アンケート

平成 27 年 5 月に今後のまちづくりのための「市民アンケート」を実施し、広く市民のみなさまのご意見やニーズの把握を行いました。

表 3-1 市民アンケートの実施状況

実施期間	平成27年5月1日(金)～5月15日(金)
対象者	18歳以上の村上市民
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
配布数	3,000 通
回答数	1,051 通
回収率	35.03 %

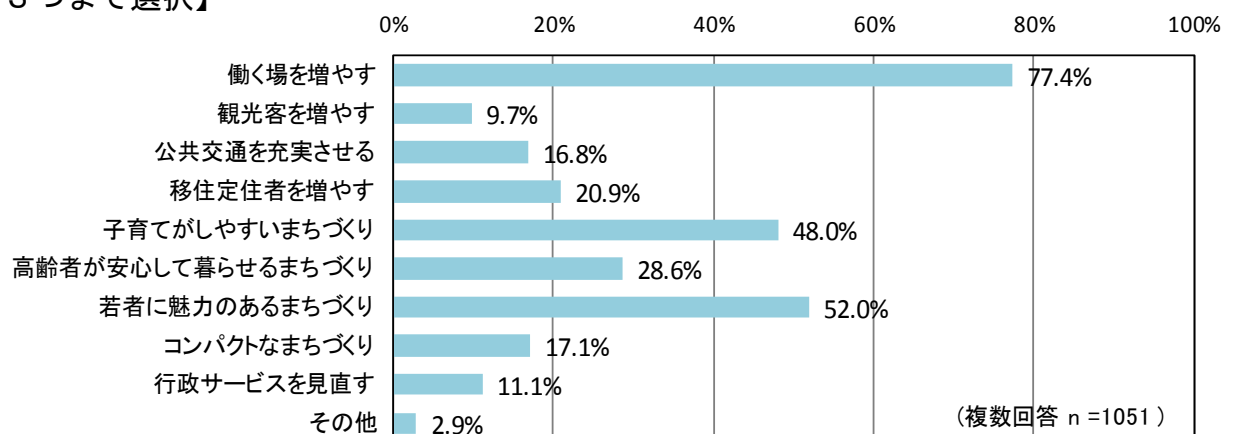
#### ◇今後のまちづくりに求めるもの

- 今後のまちづくりでは、働く場を増やすことや若者に魅力のあるまちづくり、子育てしやすいまちづくりなどが求められています。
- 安定した雇用の創出には、民間企業の誘致・育成や既存の産業の活性化が重要だと考える方が多くなっています。
- 市外の人に住んでもらうには、子育て環境の充実や企業等の地方採用・就労の拡大が重要だと考える方が多くなっています。
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、経済的支援の充実や安心して子どもを産み、育てることができる医療体制の整備などが重要と考える方が多くなっています。

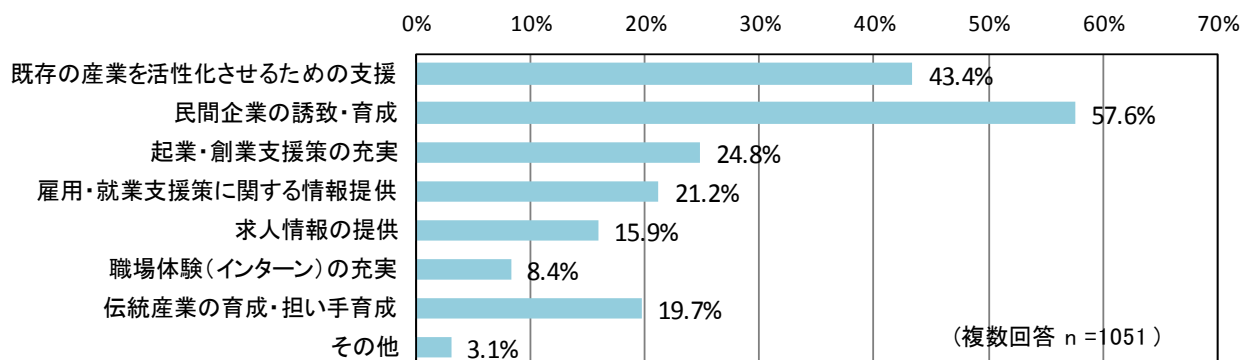
#### ◇アンケート結果（抜粋）

将来人口予測を踏まえて、今後、どのようなことが必要だと思いますか？

【3つまで選択】

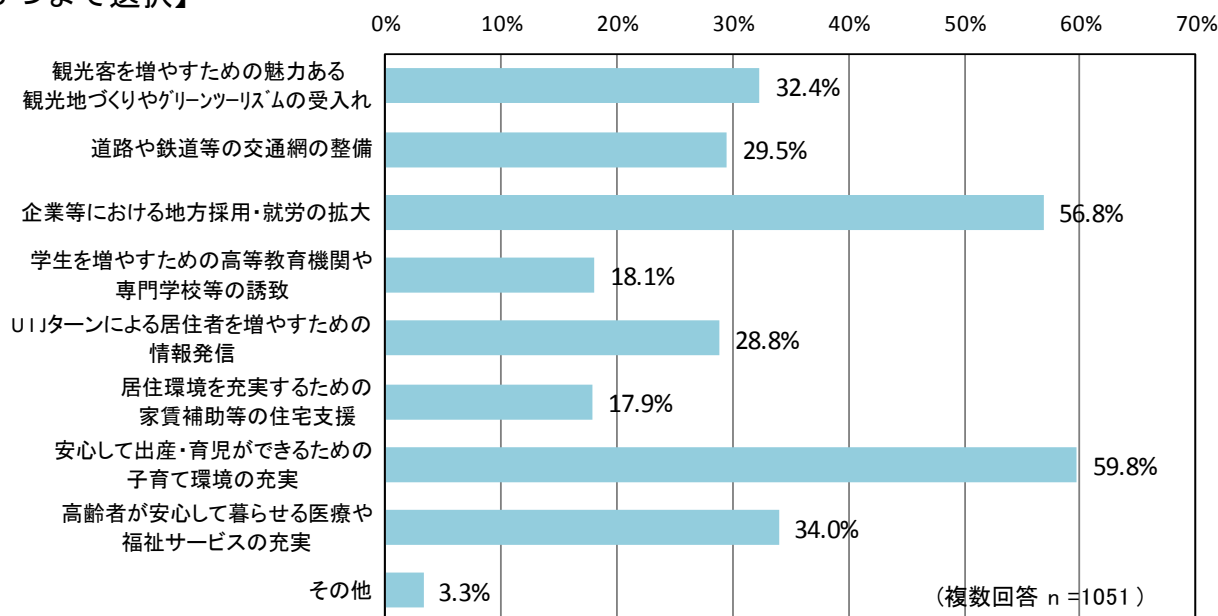


安定した雇用の創出のためには、何が重要だと思いますか？ 【2つまで選択】



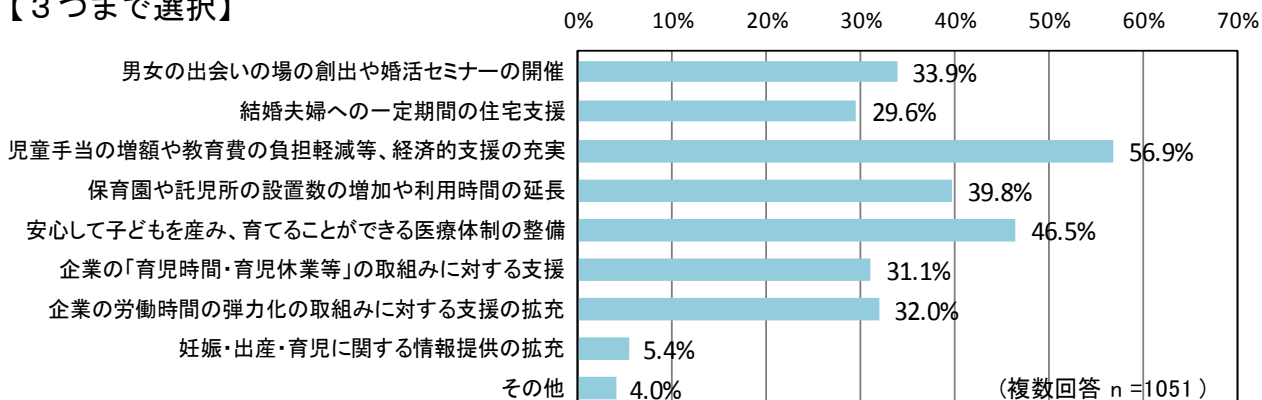
市外から訪れてもらう・住んでもらうためには、何が重要だと思いますか？

【3つまで選択】



若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、何が重要だと思いますか？

【3つまで選択】



※なお、市民アンケートの全集計結果は村上市ホームページで公開しています。

<http://www.city.murakami.lg.jp/uploaded/attachment/20006.pdf>

## (2) 高校生まちづくりアンケート

平成 27 年 7 月に市内の高校生を対象に「まちづくりアンケート」を実施し、将来、村上市で暮らしたいと思うには何が必要か、どのようなまちに魅力を感じるかなどを調査しました。

表 3-2 高校生まちづくりアンケートの実施状況

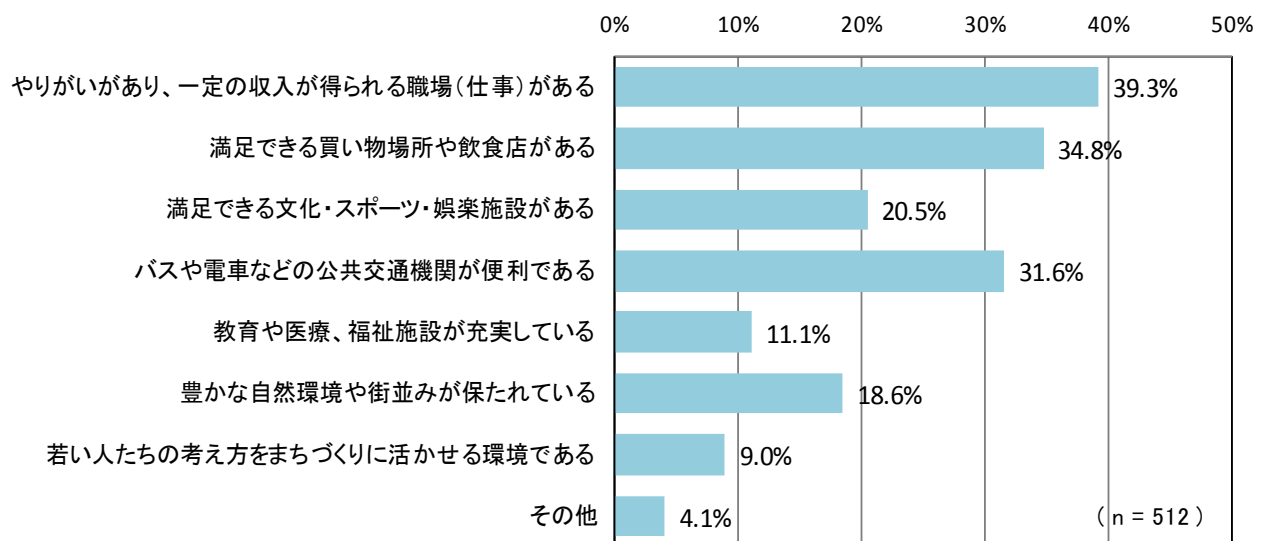
実施期間	平成27年 7月13日（月）～7月27日（月）			
対象者	市内高等学校の3年生（村上中等教育学校は6年生）			
配布・回収方法	各学校への直接配布・回収			
配布先 配布数・回収数 (回収率)	村上高校	184	/	184 通 (100%)
	村上桜ヶ丘高校	195	/	200 通 (97.5%)
	村上中等教育学校	77	/	77 通 (100%)
	荒川高校	56	/	65 通 (86.2%)
	計	512	/	526 通 (97.3%)

### ◇村上市に必要なものについて

- 高校生が将来、村上市で暮らしたいと思うには、やりがいがあり一定の収入が得られる職場（仕事）の創出や、買い物や飲食店などが多く活気があること、公共交通機関の利便性が高いことなどを考える方が多くなっています。

### ◇アンケート結果（抜粋）

村上市がどのようなまちであれば暮らしたいと思いますか？ 【2つまで選択】



※なお、高校生まちづくりアンケートの全集計結果は村上市ホームページで公開しています。

<http://www.city.murakami.lg.jp/uploaded/attachment/20389.pdf>

## 4. 用語説明

	用語	解説
あ	ICT	「Information and Communication Technology」の略。コンピュータなどによる情報処理や通信に関する技術の総称。
	アプリ	「アプリケーション・ソフト」の略称。コンピュータのソフトウェアのこと。
	インターンシップ	主に学生が一定期間企業などで研修生として働き、自らの専攻、自分の将来に関連のある就業体験を行える実習制度。
	インバウンド	海外から日本に来る外国人旅行者のこと。
	AED	自動体外式除細動器「Automated External Defibrillator」の略。心室細動により心停止した際、電気的ショックにより正常なリズムに回復させるための医療機器。緊急時には、一般の方でも使用できる。
	エコファーマー	環境保全型農業*を実践する農業者として県知事から認定された者のこと。
	SNS	「Social Networking Service」の略。友人や知人、不特定多数の方に至るものまで、個人間でコミュニケーションを取り合うことや情報を発信し合うこと、インターネット上にコミュニティをつくることなどを目的としたインターネットサービスのひとつ。
	越後むらかみ FOOD(風土)プライド食のモデル地域構築計画協議会	村上地域の美味しい水産物に注目し、消費拡大や商品開発のほか、販路拡大により、水産物の魅力を発信して地域活性化を図ることを目的とした組織。
	NRT	「Norm Referenced Test」の略。全国的学力水準と比較して相対的に学力を把握する検査。
	温室効果ガス	地球温暖化に悪影響を及ぼすガス(物質)をいう。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。
か	家庭児童相談室	子どもと家庭の悩みや心配なことについて相談に応じる担当部署。
	簡易水道	水を人の飲用に適する水として供給する水道事業のうち、給水人口が100人を越え5,000人以下であるものをいう。
	環境保全型農業	土づくりなどを通じ、化学肥料や農薬の使用量を抑えるなど、環境に配慮しながら自然循環の作用を高めた持続的な農業。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。
	救急救命士	救急救命士法により規定される職種で、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格を持つ人。医師及び看護師の独占業務の一部(救急救命処置)を行うことができる。
	救急ワークステーション	救急救命士*及び救急隊員の研修施設をいう。病院実習を実施しながら必要に応じて医師が同乗して救急出動することができ、病院との密接な連携が図れる。
	狭あい道路	一般的には幅員4メートル未満の道路で、自動車のすれ違いや救急車両の通行などに支障があり、改善の必要がある道路。

	用語	解説
か	クラウド	インターネットなどのネットワーク上でつながる他のコンピュータが提供するサービスを、ネットワーク経由で利用する方式。
	グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然や産業、文化などの体験活動や人々との交流を楽しむことを目的とした旅行や余暇活動。
	グローバル化	①政治や経済、文化などにおける様々な情報が、国や地域の垣根を超えてやり取りされること。 ②通信技術などの進歩で、国と国との距離・障壁が感覚的に小さくなること。
	景観アドバイザー	景観形成やまちづくりに関して専門的な知識を有する学識経験者など。
	健康寿命	人が心身とも健康で自立して活動し生活できる期間。
	公営企業会計	地方公営企業法などにより、民間企業と同様の経理を行うこと。
	高付加価値化	そのものの本来の価値に別の魅力を加えて、商品価値を高めること。
	広報指導分団	火災予防における広報や応急手当の普及啓発などを専門的に行う消防団員で組織された分団。
	公有財産台帳	地方公共団体の所有に属する財産(建物・土地・備品など)を管理する台帳。
	交流人口	地域に訪れる(交流する)人のこと。
	雇用のミスマッチ	求職者が希望する職種や労働条件と、雇用主が求職者に求める能力や経験が一致せずに、求人が雇用に結びつかないこと。
さ	サーバ	ネットワークで繋がったコンピュータ上で、他のコンピュータに対し自身の持っている機能やサービス、データなどを提供する側のコンピュータのこと。
	財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財政に余裕があるといえる。
	CLT(直交集成板)	「Cross Laminated Timber」の略。建築物の集成材のひとつで、板材の層を各層ごとに繊維方向が直交するように積層接着したパネルのこと。
	ジェネリック医薬品(後発医薬品)	新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に、製造・販売される価格の安い薬。新薬と同様に国の安全基準を満たしており、効き目や安全性は新薬とほぼ同等である。
	資源管理型漁業	地域や魚種ごとの資源状態に応じて資源管理を行い、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図り、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。
	自殺死亡率	人口10万人当たりの年間自殺者の数。
	自主財源	①地方公共団体の財源のうち中央政府に依存しないで独自に調達できるもの。地方税のほか手数料・使用料・寄付金など。 ②他者に依存しないで自分でまかなうことができる財源のこと。
	自主防災組織	災害に備えた活動や、災害時に被害を最小限に抑えるための活動を行う、地域住民主体の組織。
	指定管理者制度	公の施設の管理や運営を、営利企業やNPO法人などの法人や団体に包括的に代行させることができる制度。
	指導救命士	医師との連携の下に、救急救命士をはじめとする消防職員への救急全般の教育、指導を行う救急救命士。

用語	解説
さ	循環型社会 資源を効率的に利用するとともに、再利用や再生産を行いながら持続可能な形で循環利用していく社会。
循環型農業	畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業。
浚渫(しゅんせつ)	港湾・河川・水路などの底面を浚(さら)って土砂などを取り去る土木工事。
小規模多機能自治	人口減少、少子高齢化が進んでいる地域において、幅広い世代と自治会やまちづくり団体等多様な団体が関わる中で、自分達で地域の計画を立て、生活の維持、福祉や防犯、防災、観光、産業振興など様々な地域の課題を事業化して解決していこうとする仕組み。
消防緊急通信指令システム	119番通報から緊急出動、事案終了に至るまでの指示や通信を統括する情報通信システム。
新エネルギー	風力、太陽光、太陽熱、バイオマス、雪氷熱、地熱などで、新たなエネルギー源として利用や活用の可能性のあるエネルギー。ほぼ再生可能エネルギーと等しく考えられている。
スクールガードリーダー	不審者や通学路等の安全確保の支援において、指導的役割を担う人。
3R	廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)という3つのR(アール)の総称。
成年後見制度	精神上的障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度。
生物多様性	生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。多様な生命の存在を尊重し、それを持続・保全する社会や生活の実現を目指す概念の一つ。
総合型地域スポーツクラブ	生涯スポーツ社会の実現のためのスポーツ推進組織。自主財源 <sup>※</sup> による自主運営を目指し、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツができる地域環境を整備しながら、コミュニティの再生やまちづくりを目的にしている。
た	滞在型観光 1か所に滞在し、体験やレジャーを楽しむ旅行など。または、そこを拠点に周辺の観光を楽しむ旅行やレジャーのこと。
タブレット端末	画面上で入力を行う小型で薄型のコンピュータ。
たんぼ(湧水ワンド)	河川の伏流水や湧水作用を利用して河川敷に整備した池や水たまり。
地域おこし協力隊	他地域から地方の過疎地などに移住し、そこに住む住民とは違う目線で地域資源の発見や活用、課題の解決、地域の活性化を目的として様々な活動に取り組む専門員。市町村が「地域おこし協力隊員」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組み。
地域活性化インターチェンジ	地方公共団体が主体となって発意し、整備する追加インターチェンジ。
地域コーディネーター	学校が地域資源や人材を活用した教育活動を行う際や学校と地域が連携・協働した活動を行う際に、地域と学校をつなぐ橋渡し役を担う人材。



用語	解説
た	<p>地域包括ケアシステム 介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援などのサービスが包括的又は連動して提供される体制のこと。</p> <p>DMO 「Destination Management Organization」の略。各種データの継続的な収集・分析・データに基づいた戦略を策定し、その地域の市民や関係機関と連携・協力・調整をしながら、地域が一体となった観光の地域づくりを行う調整機能を備えた法人のこと。</p> <p>TPP(環太平洋パートナーシップ協定) 「Trans Pacific Partnership」の略。環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定。</p> <p>定住自立圏 複数の市町村に渡る広域的な範囲において、中心となる市の機能やサービスなどを集中・強化しながら、周辺市町村を含めた圏域全体の利便性の向上や定住促進を図ることとして、市町村が連携を協定した地域。</p> <p>デマンドタクシー 自宅又は定められた乗降場所(医療機関や駅など)から、定められた乗降場所までの間を行き来できる予約制の乗合タクシーのこと。</p> <p>統合型位置情報通知システム 119番通報時に、通話と併せて通報者の位置を地図上に表示し、位置の確認を行うことができるシステム。</p> <p>特殊詐欺 電話や電子メール、インターネットなどを使って、預貯金口座への振り込みなどいろいろな手口で金品をだまし取る詐欺のこと。</p> <p>特定健診 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目して、病気のリスクの有無を検査し、生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を行うことを目的とした健康診査。</p> <p>特定保健指導 特定健診*の結果から病気の原因リスクが高い一定の対象者に対して、生活習慣の改善や見直しを指導、助言をすること。</p> <p>特用林産物 森林原野の産物のうち、一般用材木を除いた品目。きのこ、山菜、木炭など。</p>
な	<p>新潟越後広域水産業再生委員会 新潟県の本土側地域の水産業の競争力強化を図ることを目的とする浜の活力再生広域プランの策定から実施に至るまで、行政機関や漁業者団体と連携して、各種取り組みを実施する組織。</p> <p>二次医療 診療所などで扱えないような病気や入院、手術が必要な患者に対応する医療又は医療機関。</p> <p>日本海きらきら羽越観光圏 秋田県にかほ市から新潟県関川村までの10市町村で構成される広域観光エリア。国内外からの来訪及び滞在を促進するため、連携し事業を行っている。</p>
は	<p>ハッピー・パートナー企業 男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業として新潟県に登録された企業。</p> <p>パブリックコメント 行政が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民等から案に対する意見などを聴取する機会を設けることにより、より多くの意見を考慮しながら意思決定を行うことにつなげるための制度。</p> <p>パリ協定 気候変動抑制のための二酸化炭素排出量などの削減に関する多国間の国際的な協定(合意)。2015年にフランスのパリで協議が開催された。</p> <p>PDCA サイクル 策定した計画を評価し、改善などを加えながら実行していく仕組みのこと。計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)の順に見直しをかける。</p>

用語		解説
は	PPP	「Public Private Partnership」の略。行政と民間がパートナーを組んで事業を行う官民協力の形態であり、民間資本や民間ノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を図るもの。
	フェイスブック	全世界で数億人の利用者がいる SNS※(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のひとつ。
	ブランドカ	商品などにおける価値で、その名前や生産される場所・地名などに他の同じ商品以上の競争力があり、商品などの価値が高まる力があること。
	フル化	高速道路の一方のみ出入り可能なインターチェンジ(ハーフ)を二方向で出入りできる構造(フル)にするもの。
	プロモーション	製品・サービスに対する意識や関心を高め、購買を促進させる活動。
	防災アセスメント	災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業。
	防災士	地域の防災意識の啓発や防災力の向上を目的として防災教育を受けた人で、地域防災の指導的役割を担う人。
	ポートセールス	港の利用促進のため、海運業者や旅客事業者などに港の利用や港湾関連企業の進出を促すこと。
ま	街中お年寄り愛所	高齢者が休憩できるスペースの提供や生活上の簡単な相談支援などを行う、お年寄りにやさしい店舗などとして市に登録している、店や事業所。
	水辺の楽校	荒川の右岸、神林地内にある公園。桜の名所となっているほか、水遊びや水生生物の観察など、体験や学習ができる場として親しまれている。
	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通して地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、国土交通省地方整備局長により認定・登録された施設。
	村上地域在宅医療推進センター	村上市岩船郡医師会が整備した在宅医療の拠点。県が必要な経費を補助することにより、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築を図る。
	木育	木に対する親しみや木の文化への理解を深めることとともに、木材の良さや利活用の意義や知識を学ぶことをねらいとする教育活動。
	木質バイオマス	まき、木炭、木質チップ、木質ペレットなど「木材に由来する再生可能な資源」のこと。
や	有収率	給水した水量と料金として収入のあった水量との比率のこと。
	要介護(要支援)認定	介護保険制度に基づく介護サービスを利用するために受ける認定のこと。
ら	ライフスタイル	生活の様式・営み方や人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。
	6次産業化	主に農林水産業において、農林水産物の生産や捕獲などだけにとどまらず、加工して商品化を行ったり、観光事業などと結びつけたりしながら、事業の幅を広げていくこと。
わ	ワークライフバランス	「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。

## 5. 策定経過

開催日	会議名・内容等
平成27年 4月20日	第1回村上市総合計画庁内策定委員会 ・ 庁内作業の当面の進め方及びスケジュールについて
5月1日 ～5月15日	市民アンケート ・ 18歳以上の市民、3,000通配付、住民基本台帳からの年齢別無作為抽出、 回答数1,051通、回答率35.03%、調査方法は郵送配布・郵送回収
7月9日	第2回村上市総合計画庁内策定委員会 ・ 総合計画策定手法等の変更について ・ 総合計画策定体制について ・ 第1回村上市総合計画審議会の協議内容等について
7月17日	第1回村上市総合計画審議会 ・ 第2次村上市総合計画策定の基本方針（案）について
7月22日	市議会全員協議会 ・ 第2次村上市総合計画策定の基本方針等について ・ 市民アンケートの分析結果について ・ 村上市総合戦略基本構想（素案）について ・ 村上市人口推計状況の概要について
8月20日 9月18日 10月9日	第1～3回総合戦略部会 ・ 専門部会（総合戦略部会）の役割、既存事業に対する意見 ・ 総合戦略で取り組むべき事業、スケジュールについて ・ 人口ビジョン（素案）について
8月27日	第2回村上市総合計画審議会 ・ 村上市総合戦略基本構想（案）について ・ 人口の将来展望の考え方について
10月16日	市議会全員協議会 ・ 村上市総合戦略（素案）及び村上市人口ビジョン（素案）について
10月29日	第3回村上市総合計画審議会 ・ 村上市人口ビジョン（素案）について ・ 村上市総合戦略（素案）について
10月30日 ～11月18日	パブリックコメント※ ・ 村上市総合戦略（案）及び村上市人口ビジョン（案）のパブリックコメント※
12月16日	第4回村上市総合計画審議会 ・ パブリックコメント※意見への対応について ・ 村上市人口ビジョン及び村上市総合戦略について
12月28日	村上市総合戦略等の策定 ・ 村上市総合戦略、村上市人口ビジョン策定
平成28年 1月6日	第3回村上市総合計画庁内策定委員会 ・ 第2次村上市総合計画の策定に関する基本方針（案）について

開催日	会議名・内容等
1月28日	第5回村上市総合計画審議会 ・第1次村上市総合計画の中間総括(案)についての意見 ・第2次村上市総合計画の策定に関する基本方針(案)について
2月18日	第6回村上市総合計画審議会 ・審議会委員によるワークショップ
3月1日	市議会全員協議会 ・第2次村上市総合計画策定作業の進捗状況について
3月25日	第7回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画の基本目標について
4月5日	第4回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第2次村上市総合計画の基本骨子等について ・第1次村上市総合計画の総括について
4月27日	第8回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画の基本構想骨子について ・第1次村上市総合計画の総括について
6月7日	第9回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画の基本構想骨子(修正)について
8月1日	第5回村上市総合計画庁内策定委員会 ・第2次村上市総合計画基本構想(素案)について ・第2次村上市総合計画基本計画(分野別計画)の各シートについて
8月9日	第10回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画の基本構想(素案)について
8月30日	第11回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画の基本計画(素案)について
9月30日	市議会全員協議会 ・第2次村上市総合計画基本構想(素案)に関するパブリックコメント※について
9月30日 ～10月20日	パブリックコメント※ ・第2次村上市総合計画基本構想(素案)に関するパブリックコメント※
10月28日	第12回村上市総合計画審議会 ・第2次村上市総合計画基本構想(素案)のパブリックコメント※の結果について ・第2次村上市総合計画基本計画(素案)について ・答申文(案)について
11月1日	答申 ・第2次村上市総合計画基本構想(案)及び基本計画(案)
12月6日	市議会平成28年第4回定例会 ・第2次村上市総合計画基本構想 議決

## 6. 策定体制

### (1) 総合計画策定体系図

第2次村上市総合計画の策定にあたっては、庁内各課の担当による「村上市総合計画庁内策定委員会」が中心となり、検討案の作成を行いました。その際、アンケート調査（市民及び高校生）や各地区地域審議会での意見を参考とし、市民の意向として反映しました。

策定した検討案については、段階的に「村上市総合計画審議会」に諮り、内容の調整を図るとともに、パブリックコメント<sup>\*</sup>を実施して、計画案に対する市民の意見を徴収しました。

その後、第2次村上市総合計画基本構想を村上市議会に上程し、平成28年12月6日に議決されました。

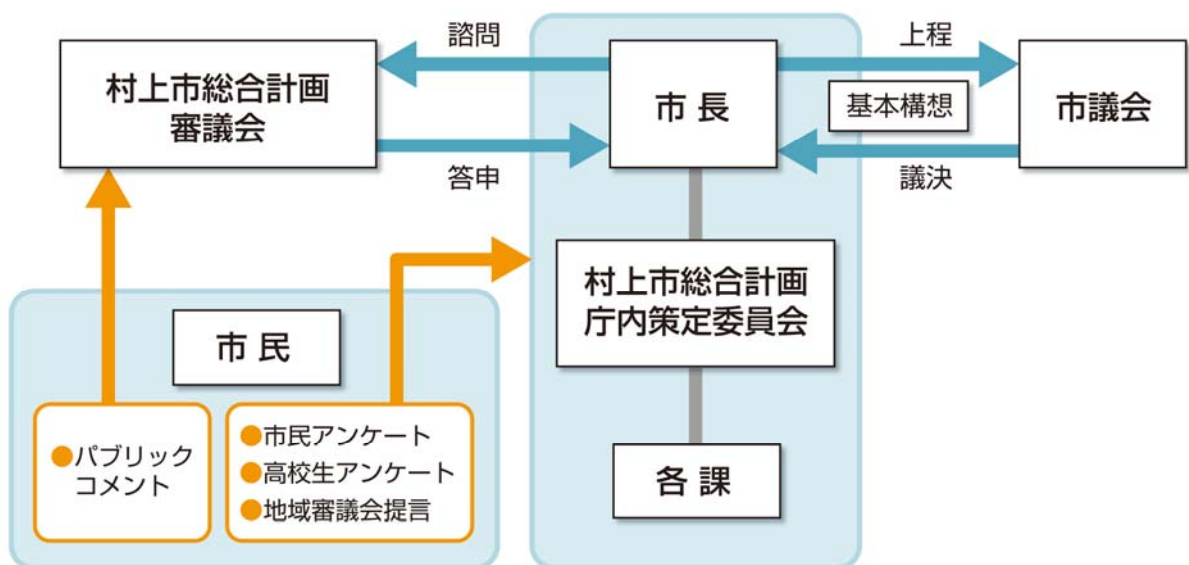


図 6-1 総合計画策定体系図

## (2) 村上市総合計画審議会条例・要綱

### ○村上市総合計画審議会条例

平成27年3月20日  
条例第5号

#### (設置)

第1条 村上市の総合かつ計画的な運営の基本となる計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、村上市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の案及びその他総合計画に関し必要な事項を調査及び審議する。

#### (組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (部会)

第7条 審議会に、その所管事項に関し専門的な審議をするため、専門部会を置くことができる。

#### (意見の聴取等)

第8条 審議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

#### (報酬及び費用弁償)

第10条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

#### (委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### (村上市附属機関設置条例の一部改正)

2 村上市附属機関設置条例（平成20年村上市条例第19号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## ○村上市総合計画庁内策定委員会設置要綱

平成27年4月14日  
訓令第13号

## (設置)

第1条 村上市総合計画（以下「総合計画」という。）について、必要な事項を協議するため、村上市総合計画庁内策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務について調査及び協議する。

- (1) 総合計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 総合計画の実施及び管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長、副委員長には副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、村上市行政組織条例（平成20年村上市条例第17号）第1条に規定する課の課長、水道局長、会計管理者、支所長、支所産業建設課長、教育委員会事務局の課長、議会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び消防長をもって充てる。
- 4 前項に規定する委員のほか、委員長が指名する課の参事を委員に充てることができる。

## (職務)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

## (幹事会)

第6条 委員会に、委員会の協議事項又は運営に必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、副委員長を座長とし、委員長が指名する委員をもって構成する。

## (専門部会)

第7条 委員会に、専門的な分野において調査及び検討するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、委員長が指名する者をもって構成する。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会、幹事会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

## (村上市総合計画策定会議設置要綱の廃止)

- 2 村上市総合計画策定会議設置要綱（平成21年村上市訓令第2号）は廃止する。

### (3) 村上市総合計画審議会委員会名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	備考
会田 健次	荒川地区地域審議会 会長	
浅野 謙一	村上市観光協会 会長	
板垣 真	一般公募	
漆山 淳哉	村上市金融団	第5回審議会まで
畑山 政浩		第8回審議会から
大嶋 芳美	神林地区地域審議会 会長	
大滝 重秋	朝日地区地域審議会 副会長	
加藤 幹司	一般社団法人村上市建設業協会 会長	
加藤 英人	特定非営利活動法人おたすけさんぼく 理事長	
齊藤 茂	村上商工会議所 会頭	第5回審議会まで
大滝 慎一	村上商工会議所 副会頭	第6回審議会から
斎藤 俊則	一般公募	第6回審議会まで
佐久間 成一	一般公募	第8回審議会から
佐々木 誠司	一般社団法人村上市岩船郡医師会 会長	
佐藤 芳男	社会福祉法人村上市社会福祉協議会 会長	※1
田辺 敏夫	新潟県村上地域振興局 局長	第7回審議会まで
小泉 良彦		第8回審議会から
忠 聡	村上市地域農業活性化検討会 座長	※2
富樫 保晴	山北地区地域審議会 会長	
長柄 肇	村上公共職業安定所 所長	
八藤後 瑞枝	村上市岩船郡PTA協議会 理事	
山口 治雄	村上地区地域審議会 会長	
山村 千絵	学校法人北都健勝学園新潟リハビリテーション大学 学長	
脇坂 三重城	村上地域水産業再生委員会 会長	
渡辺 ひろみ	一般公募	
渡辺 優子	NPO 法人希楽々 理事長・ゼネラルマネージャー	※3

※1：副会長（第9回審議会まで）、会長（第10回審議会から）

※2：会長（第9回審議会まで）

※3：副会長（第10回審議会から）



## (4) 諮問・答申（総合計画審議会）

村 政 第 209 号

平成27年7月17日

村上市総合計画審議会

会長 忠 聡 様

村上市長 高 橋 邦 芳

## 第2次村上市総合計画の策定について（諮問）

平成20年4月1日の市町村合併により誕生した本市は、平成21年12月に第1次村上市総合計画（計画期間：平成21年度～28年度）を策定し、まちの将来像を「元気“eまち”村上市」と定め、その実現に向けた重点戦略を「定住の里づくり」として、積極的なまちづくりを進めてまいりました。

この間、東北地方太平洋沖地震の発生による防災基盤の強化や、日本海沿岸東北自動車道の早期開通への取り組み、村上総合病院の移転新築を契機とした村上駅周辺のまちづくり、洋上風力発電事業の導入を生かした施策の展開等、新たな視点によるまちづくりの推進と、「地域」を支える上で最重要かつ喫緊の課題である「人口減少問題」への対応が必要となっています。

これらの課題に対応し、市民一人ひとりがここで暮らすことに豊かさや幸せを感じながら、誇りあるくらしの実現を目指す第2次村上市総合計画の策定について諮問します。

平成28年11月1日

村上市長 高橋 邦 芳 様

村上市総合計画審議会  
会長 佐藤 芳 男

第2次村上市総合計画の策定について（答申）

平成27年7月17日付け村政第209号で、当審議会に諮問された第2次村上市総合計画の策定について、これまで慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおり取りまとめたので答申します。

今後、第2次村上市総合計画が市民の幸せの創造と市の発展に寄与することを期待するとともに、市政への市民参画と評価、検証を行いながら、効果的で着実な実施に努められるよう希望します。

記

1. 第2次村上市総合計画基本構想〔案〕 別紙1のとおり
2. 第2次村上市総合計画基本計画〔案〕 別紙2のとおり

# 村上市民憲章

(平成25年12月18日制定)

若葉薫る木々  
清らかなせせらぎ  
稲穂わたる風  
夕日きらめく波

私たちのふるさとは 自然に恵まれた美しいまちです  
人々は 豊かな心と文化を育みながら 歴史を重ねてきました  
私たちは 村上市民であることに誇りを持ち 誰もが輝ける明日<sup>あした</sup>に向けて  
ここに市民憲章を定めます

はぐくもう 愛と思いやりのところを  
つくろう 創意に満ちた明るい未来を  
ひろげよう 伝統と文化 学びのすばらしさを  
私たちは 元気あふれるまちを目指します

## 第2次村上市総合計画

平成29年3月

発行 新潟県村上市  
編集 村上市政策推進課  
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号  
TEL 0254-53-2111  
FAX 0254-53-3840  
URL <http://www.city.murakami.lg.jp>  
E-mail [seisaku-m@city.murakami.lg.jp](mailto:seisaku-m@city.murakami.lg.jp)



やさしさと輝きに満ちた笑顔のまち村上

**新潟県村上市**

<http://www.city.murakami.lg.jp>